

令和4年第4回大洗町議会定例会

議事日程（第2号）

令和4年12月14日（水曜日） 午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

1番	飯田英樹君	2番	柴田佑美子君
3番	櫻井重明君	4番	伊藤豊君
5番	石山淳君	6番	小沼正男君
7番	今村和章君	9番	海老沢功泰君
10番	勝村勝一君	11番	坂本純治君
12番	菊地昇悦君		

欠席議員（1名）

8番 和田淳也君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	國井豊	副町長	関清一
教育長	長谷川馨	まちづくり推進課長	海老澤督
総務課長	清宮和之	税務課長	磯崎宗久
こども課長	佐藤邦夫	健康増進課長	本城正幸
生活環境課長	大川文男	都市建設課長	岡村正巳
教育次長兼 学校教育課長	高柳成人	消防次長兼 消防総務課長	二階堂均

事務局職員出席者

事務局長	田山義明	議会書記	栗毛由光
------	------	------	------

○議長（飯田英樹君） おはようございます。会議開催にあたり申し上げます。

今定例会は、マスクの着用や入場時のアルコール消毒等のご協力をいただいた上で、議場での傍聴を許可することといたしました。

また、これまで同様に、議員、執行部一同もマスク着用にて出席をいたします。

それでは、携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定して下さるよう、お願いいたします。

カメラ撮影、野次、拍手につきましては禁止となっておりますので、ご協力をお願いいたします。

議場内では、職員が広報・記録用として会場内の写真撮影をしておりますので、ご理解とご協力のほど、宜しくお願いいたします。

なお、私と事務局長はタブレットを使用して会議を進めさせていただくのとあわせ、インターネット上でのライブ配信を職員対象に行いますので、ご了承のほど宜しくお願いいたします。

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（飯田英樹君） ただいまの出席議員は11名であります。

これより令和4年第4回大洗町議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（飯田英樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、2番 柴田佑美子君、3番 櫻井重明君を指名いたします。

◎一般質問

○議長（飯田英樹君） 日程第2、町政を問う一般質問を行います。

通告順位、質問要旨は、お手元に配付しました一覧表のとおりであります。

◇ 柴 田 佑 美 子 君

○議長（飯田英樹君） 2番 柴田佑美子君。

[スクリーンを使用しての質問]

○2番(柴田佑美子君) 2番、公明党の柴田佑美子でございます。

今回は二つの質問をさせていただきます。

まず一つ目は、総合経済対策に盛り込まれた10万円相当となる出産・子育て応援交付金について、そして二つ目は、令和5年度より子宮頸がんワクチンの選択肢が増えることに対して、接種対象に寄り添った情報周知について質問させていただきます。

公明党は、子どもの幸せを最優先にする社会を目指して、結党以来、教科書の無償配付や児童手当の創設等の政策を実現してきました。2006年には少子化社会トータルプランを策定し、「仕事と家庭の両立により生活を犠牲にしない働き方への展開」、「教育費無償化など子育て負担を加重にしない支え方」の二つを柱として、「チャイルドファースト」(子ども優先)社会の構築を推進してきました。同プランで掲げた施策は着実に具現化しており、例えば、不妊治療は本年4月から保険適用の拡大が実現、幼児教育無償化は、2019年10月から全ての3歳から5歳児と、住民税非課税世帯ゼロ歳から2歳児を対象に無償化されました。しかしながら、子育て支援に関する子どもの予算規模は、出生率を回復した欧州諸国と比べて低水準にあり、働き方改革もいまだその途上にあると言わざるを得ません。さらに、コロナ禍において、少子化、人口減少は一層進み、核家族化、地域のつながりの希薄化が進む中、子どもや家族を取り巻く環境は深刻な状況です。2021年に日本で生まれた子どもの数は過去最小の81万1,622人、本年は国の統計開始以来初めて80万人を下回る見通しとする推計がまとめられ、想定より8年早く少子化が進んでいることとなります。

公明党は本年11月8日、子育て応援トータルプランを策定し発表しました。トータルプランのポイントは、ライフステージや年齢に応じた支援策を明記し、妊娠・出産から社会に巣立つまで切れ目なく支えていける内容です。特に妊娠・出産期については、孤立することなく伴走しながら支援していくことが盛り込まれています。子どもの幸せを最優先に、子どもを安心して生み育てられる社会の構築を目指しています。

ここで質問に入らせていただきます。

12月2日、令和4年度第二次補正予算が可決・成立いたしました。予算に盛り込まれた出産・子育て応援交付金1,267億円について質問させていただきます。この交付金の趣旨は、どのようなものでしょうか。

○議長(飯田英樹君) こども課長 佐藤邦夫君。

○こども課長(佐藤邦夫君) では、柴田議員のご質問にお答えをいたします。

ただいま議員からもございましたように、今回の出産・子育て応援交付金につきましては、去る12月2日に成立をしました国の令和2年度第二次補正予算において創設をされた事業でございます。こちらの事業でございますが、大きく二つの柱からなっております。

まず一つ目としまして、実施主体となる市区町村が地域の实情に応じて全ての妊産婦に寄り添った面談等を実施していく伴走型の相談支援を実施をするというものでございます。もう一つの柱としまして、妊娠・出産時の経済的支援ということで、こちらにつきましては妊娠届の届け出の際に

妊婦1人当たり5万円、出産届の届け出時から乳幼児の全戸訪問までの間に新生児1人に関しまして5万円、それぞれの時期に面談を実施しましてアンケートを記入してもらった上で支給をするものとなっております。これらを一体に実施をすることによりまして、妊娠から出産、子育てまで一貫した支援体制を構築していくことを目的とするものでございます。

また、対象となりますのは、令和4年の4月以降に出生した者とされておりまして、事業開始の時点でそこまでさかのぼって支給をしていくこととなります。また、支給にあたりましては、所得制限を設けないとされておりまして。

今回の出産・子育て応援交付金につきましては、国の補正予算の成立の時期もございまして、事業の全体像が示されたのも11月22日に国のほうから動画配信によりまして自治体向けの説明会が最初でありまして、その内容につきましてもまだ概要程度のもとなっております。この後、12月中に2回目の自治体向け説明会が行われまして、事業の開始に向けてのスケジュールでありますとか、交付要綱などについて説明がなされることとなっております。それを受けまして、町でも準備を進めまして、議員の皆様にも説明の機会を設けさせていただいて、要綱でありますとか予算などにつきまして3月議会を目途に上程をさせていただきたいと考えております。

しかしながら、今後の状況によりましては、臨時議会、あるいは専決処分によって対応させていただくようなタイムスケジュールが求められるかもしれませんので、あらかじめご承知おきいただければと存じます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 2番 柴田佑美子君。

○2番（柴田佑美子君） ありがとうございます。妊娠期から伴走型相談支援、そして妊娠・出産時にそれぞれ5万円ずつの経済的支援がなされる事業であるということが課長のほうから説明いただきました。そして、年収に対しては制限がないという、もう妊娠・出産する全ての方に10万円の給付が見込まれるという事業でございます。

それでは、実施時期なども今答弁いただきましたけれども、所要額など、町ではどのようなものになるのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） こども課長 佐藤邦夫君。

○こども課長（佐藤邦夫君） それでは、柴田議員の再度のご質問にお答えをいたします。

出産・子育て応援交付金につきましては、国では、令和4年度の第二次補正予算において令和5年9月までの予算措置がなされまして、それ以降につきましても継続的に実施をしていくために、令和5年度の当初予算の編成過程におきまして必要な措置を講じていくものとされているところでございます。

先ほど二つ目の柱と申し上げました経済的支援のために必要となる金額の見込みにつきまして、概算ではありますものの、本町の年間の出生者数がおおむね70名前後でありますことから、転入者でありますとか双子での出生などを考慮しまして試算をしますと、1年当たりの給付額がおおむね80名としまして800万円前後と、その他給付金の振込手数料などの事務経費となる見込みでございます。

先ほど申し上げましたように、対象者につきましては令和4年4月以降に出生した者とされており、本町としましては、事業開始にあたりましては令和4年度分と令和5年度分それぞれの予算措置が必要となってまいります。

また、事業の開始時期につきましては、市町村間で多少前後することも想定されますが、本町としましては十分な体制を整えながら、できるだけ早く事業を開始してまいりたいと考えております。

なお、事業費の負担割合につきましては、3分の2が国、6分の1を県と町とが負担をするとのことになってございますが、町の負担につきましては交付税措置がなされることになっております。

また、事業開始にあたりましての電算システムの構築につきましては、国の補助が10分の10とされておるところでございますが、本町の場合に事業の対象者それほど多くないことから、必要性は余り高くないものと考えております。しかしながら、事業を展開していく上にあたりまして、他市町村との間で情報の連携でありますとか、システムの改修が必要なかどうか、今後行われます説明会で確認をしながら、電算会社とも協議をしてみたいと考えております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 2番 柴田佑美子君。

○2番（柴田佑美子君） 今後予算を計上し、3月議会に上程される予定というご答弁いただきましたが、他の自治体との対応等比較しながら、その前になる可能性もあるということですが、確実に出産・子育てを迎える方に、この経済的支援、そして伴走型支援が届くように、町での対応をお願いしたいと思います。

続きまして、それぞれ自治体によって母子保健のいろいろな政策・施策があります。現在、大洗町における妊娠期から出産期の支援状況はどのようになっているのか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） こども課長 佐藤邦夫君。

○こども課長（佐藤邦夫君） 柴田議員の再度のご質問にお答えをいたします。

現在、大洗町では妊産婦に対しまして、妊娠期の母子手帳の交付以降、出産に至るまでの間に、助産師による電話での妊娠8カ月相談の実施でありますとか、このとり学級の実施などを行っております。また、出産後にも助産師や保健師による乳幼児全戸訪問事業を実施するなど、相談体制の充実に努めてきたところです。さらに、令和2年度からは、大洗町子育て世代包括支援センター「ほっと」を開設しまして、助産師の配置をしまして、また、LINEなども活用しまして相談体制を充実させているところでございます。

そのため、今回の出産・子育て応援交付金につきましても、国の求める一つ目の伴走型相談支援につきましては、おおむね対応ができているものと考えておりますが、新たに実施をすることで全体としてより充実した支援につなげられるよう調整を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

今、スクリーンのほうに令和3年度の母子保健事業の実績ということで数字のほうを出させていただきました。上から説明をさせていただきますと、まず妊娠届が令和3年度としまして67件ございました。ちょっと三つほど飛ぶんですが、その後には出生数ということで56件ということで、この67件と56件の数字の差でございますが、こちらは年度を越えて出生した方がいらっしゃるとか、また、

妊娠中に転出をされた方などによる減ということになってございます。

戻りまして、二つ目の要支援の妊婦の電話訪問と、その下の要支援妊婦の訪問でございます。こちらにつきましては、母子手帳の交付の時点で面談をさせていただいた際に支援が必要と判断をされた方に対しまして、電話相談、また実際にこう個別訪問させていただいて相談に応じているものでございます。こちら15件、5件ということで書いてありますが、こちら延べの件数となっております、実人数としましては4名の方がいらっしゃったということでございます。4名の方に対しまして5回訪問と、あと電話による電話の連絡が15件とらせていただいたということでございます。

また、その次の妊婦の8カ月の電話訪問でございますが、こちらに対しましては、令和2年度の子育て支援包括支援センターの事業としまして助産師を配置をして、それ以降実施をしているものでございます。今回の国の出産・子育て応援交付金の中にも8カ月での相談ということを組み込むということとなっておりますが、そちらに先駆けて大洗町はこういった体制をとっているというところでございます。

また、下から二つ目のこのとり学級につきましては、出産を控えた妊婦さんと配偶者の方が参加をしていただくものでございます。こちら年間に3回の実施をさせていただいております、妻9人、夫8人という形での参加をいただいたところでございます。

また、一番下になりますが、赤ちゃん訪問につきましては、出産後の2カ月以内に訪問をさせていただきまして、体重の測定をさせていただいたり、また、産後のお母さんへの生活指導などを行わせていただいているものでございます。こちら57件ということで、出生数の56件より1人多くなっているんですけども、この1名につきましては、他市町村にお住まいの方で大洗町に里帰り出産をされた方で、他市町村からの依頼に応じて訪問をさせていただいたということが1人あったということでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 2番 柴田佑美子君。

○2番（柴田佑美子君） ただいまスクリーンのほうに出させていただきましたけれども、令和3年度の実績ということで課長のほうからご答弁をいただきました。妊娠届が67件、そして他市町村よりももう先駆けて妊娠8カ月の電話訪問というのを大洗町では取り組みをさせていただいているということです。そして何よりも他市町村との連携ということで、出生数が56、そして赤ちゃん訪問が57なんですけれども、他市町村から里帰り出産のお子さんまで訪問をされているということで、本当にどこに行っても、例えば妊娠中、出産後に引っ越しても、そうやってかかわっていただける政策が徐々に徐々に進んでいるということがわかります。私が出生したのは30年近く前になりますけれども、本当にその頃はもう全戸訪問もありませんでしたし、例えば妊娠中につわりでひどい、割と軽い方だったとは思いますが。お友達のお話なんかを聞くと。でも病気じゃないんだからと義理の母に言われ、主人は何もお手伝いをしてくれずというような、ちょっとこれは笑い話になっちゃいますけれども、本当に夫婦で本当に子育てをしていくということが大事であります。

で、このこのとり学級17名参加ということで年3回開催させていただいているということですが、本当にご夫婦で参加される方が多いですというご答弁でした。さらに町として、このこのとり学

級、力を入れていただいて、もうご夫婦で、もう本当に出生する母親だけが育児に関わるのではなく、もうご夫婦で子育てしていくんだよということをさらにアピールしていただいて、まあやっぱりお父さんってずっと10カ月中、妊娠期間中ってというのがないので、生まれてきてやっと何かお父さんになっていくのかなという感じだと思うんですね。ですから、しっかりもう生まれる前から関わっていただいて一緒に育てていくという、そういう取り組みを充実させていただきたいなと思いました。

次の質問に入らせていただきます。新たな事業の実施による効果や現在の事業への影響はどのようになるのか、伺わせていただきます。

○議長（飯田英樹君） こども課長 佐藤邦夫君。

○こども課長（佐藤邦夫君） 柴田議員の再度のご質問にお答えいたします。

先ほどご説明を申し上げましたように、町ではこれまでも妊娠期から子育て期までの支援の重要性に着目をしまして、個別の面談でありますとか、電話相談などの機会をできるだけ確保するよう努めてきたところでございます。そのため、今回の伴走型相談支援につきましては、既に一通り町としての相談体制が構築できているものと考えておりますが、今後、国が示しております支援の内容をこれまでに実施をしていました支援内容と組み合わせて展開をしていくことで、より切れ目のない支援につなげていくことが期待できるものと考えております。

例えば、妊娠期の8カ月の面談につきましては、これまで対応がなされていなかった市町村もあると伺っております。今後は市町村間で、面談でありますとかアンケートの実施時期につきまして、また内容もそうですけれども、こういったものが統一をされてまいるといことで、仮に転入であったりとか転出があった場合に、全部の市町村間で継続的な支援体制を提供することが容易になることが考えられます。

また、5万円ずつ2回の経済支援につきましても、アンケートでありますとか面談の実施に併せて支給をするということで、これまでに実施をされてきました給付金とは若干性格が異なりまして、国が想定してるような、より継続的な支援につなげることができるものでないかと考えております。

このように出産・子育て応援交付金につきましては、既存の町の支援内容と相乗作用によりまして、より一層効果が期待されるものでございますので、こども課としましても、より効果的な面談やアンケートにつなげていくために、実施時期でありますとか内容につきまして十分に調整を図ってまいりたいと考えているところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 2番 柴田佑美子君。

○2番（柴田佑美子君） まさに、今、二つポイントを答弁いただきましたけれども、切れ目のない支援体制が構築されていく。そして、2回の面談を行い、それぞれ5万ずつの経済的支援が出されていくということでご答弁いただきました。

続きまして、実施にあたっての問題点はどのようなことが考えられるのでしょうか。

○議長（飯田英樹君） こども課長 佐藤邦夫君。

○こども課長（佐藤邦夫君） 柴田議員の再度のご質問にお答えをいたします。

この出産・子育て応援交付金事業時に新たに対応が求められます経済的支援につきましては、全ての対象者に対しまして、申請から支給に至るまでの手続きを漏れなく、なおかつ簡潔に済ませることができるよう、面談、アンケートの実施時期などを設定するよう、適切に対応してまいりたいと考えております。

また、重要なポイントとしまして、この事業の対象となる方で経済的支援の対象期間中に転入・転出などの事案が生じるケースも考えられますので、その際には、転入前、あるいは転出後の市町村との間で確認を取り合ひまして、支給の漏れでありますとか遅れがないよう、あるいは重複の状況などが生じないように十分調整を図ってまいりたいと考えております。

なお、給付金の支給につきましては、国ではクーポン券などによるものを基本としながらも、現金による支給もオプションとして排除しないとされておるところでございます。令和3年度の子育て給付金の支給の際にも、現金での支給を望まれた方がほとんどでございました。今回の出生・子育て応援交付金の経済的支援につきましては、県の少子化対策課が行いました市町村に対する意向調査におきましても、ほとんどの市町村で現金での支給を考えているという状況でございましたので、本町でも現金での支給ということで対応を考えておるところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 2番 柴田佑美子君。

○2番（柴田佑美子君） 問題点ということで、まあ転入・転出の事案が生じた時に、本当に前後の市町村との申請の漏れや、また重複の支給がないような連携が必要であるということで、しっかりここは連携を密にしながら、間違いなく対象者にお届けができるように取り組んでいくというご答弁いただきました。

コロナ禍により、特に大変な思いをしている子育て中の世帯に対し予算化された出産・子育て応援交付金、先日は出産一時金が国のほうで来年度から50万円に引き上げるという決定がされたという報告を伺いました。その後の出産してからの支援金でございます。令和4年度第二次補正予算ですが、交付については先ほどもご答弁いただきました。令和4年4月1日生まれのお子さんからさかのぼって対象になるということです。これは、現在コロナ禍であり、大変な思いをしている子育て中の皆様に、本当に子育てへの負担が喫緊の課題ということで、もう補正で組まれた内容であります。国の方針では今回限りではなく、恒久的に予算化し、次世代を育む仕組み構築するともうたわれております。今後も県と連携しながら、本町にとって着実にチャイルドファースト社会の構築が推進できるよう切に願っております。

最後に、ここで町長に伺いたいと思います。本町でも出生数が年々減少する状況であります。若年世代への経済的支援は欠かせません。希望をもって子育てできる環境について、お考えを伺いたいと思います。

○議長（飯田英樹君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 柴田議員から常に前向きで、そして温かみのあるご提言、ご質問いただいております。本当にありがとうございます。

議員から先ほどお褒めの言葉をいただきましたが、本町のこの出産や子育てのいわゆる支援とい

うものにつきましては、支援事業と申しますか、施策の展開につきましては、他市町村に先駆けたものが非常に多いということで、また、他市町村のやられてることに対して上乗せを今年されているというような、そんなご提言をいただきまして、本当ありがとうございます。職員一同頑張っておりますけども、ただこれで満足することなく、常にこの時代の潮流と申しますか、時代の流れ、また社会の環境の変化によりまして、それぞれ求めるものも変わってくると思いますので、常にアンテナを高くしながら、しっかりその皆さん方が求めるものを提供できるような環境づくり、努力をしていきたいと思っておりますし、常に、これサービスの提供におきましては、常に考えておりますのは、この供給というのが適当かどうか、行政サービスの場合わかりませんが、供給側と需要側、いわゆるサービスの受益者でありますけども、ここに常に乖離が生まれるということをどうするかというところになります。それは議員の皆さん方からの、現地現場を知る議員皆さん方からのご提言であったり、ご指摘であったり、また、様々な職員の皆さんが住民とのこの、住民の皆さんとのやりとりによって、しっかりそのフィードバックしていくとか、修正しながらやっていくことが望まれておりますので、それにつきましては、私どももしっかりやっていきたいというふうに思っております。

今回議員からいろいろご指摘がございますと申しますか、このお話があります件でございますけれども、今、副町長とも少しく話をさせてもらったんですが、5万円という金がいいか悪いかわかりませんが、理念的な部分だと思います。5万円の金で全ての子育てがうまくいくわけじゃありませんし、またさらに5万円、訪問時にということになって、その5万円、合計して10万円ですけども、この10万円でどうこうということはないと思うんで、理念的だと思うんですが、私どもとしては、今、ふるさと納税で少しく頑張って、議員の皆さん方の後押しもあって非常に収入も増えておりますので、できれば今おっしゃるように子どもさんファーストでありませんが、未来、持続可能性を追求するということになってきた時に、やっぱり未来のこの大洗を担っていただく皆さん方をしっかり支援していくというのは、これは当たり前の、大事というよりはもう当たり前の話でありますので、誰もみんな年にとって、若い方がいなくなったらどうすんですかっていうところからいくなれば、当然その子育て支援であるとか出産できるような環境づくりっていうのは、これはとてもとても大事というよりは、もうやらなきゃならない話でありますので、これはしっかり希望がもてるように、今おっしゃるようにやっていきたいなと思っております。

ですから、5万円、5万円で今回はいきますけども、今後こういうところに上乗せして、まあこれも例えば5万円、5万円を10万円、10万円、20万円、20万円にしたところで、それで全部完結できるとは思いませんけども、少し他市町村と比較した時に、決してそのいろいろな政策の展開合戦とか、いい意味での競争でなくて、何か過当競争みたいなにならないことを十分に念頭に置きながら、私どもとしてはそういう上乗せをすることによって、あ、非常にこの大洗というところは、子育て支援であるとか子どもさんを守るためにしっかり頑張ってるなっていうそういうイメージを得ることによって、人口増加であるとか、またその生み育てるような、今後どうするか悩まれてる方もたくさんいらっしゃるかもわかりませんが、そういう方の励みになるような展開をしていきたいなと思

ております。

ただ、これは少し愚痴っぽい話になるんですが、何度も申し上げておりますように、この給付金の給付の仕方、まあ応援金でありますけども、このシステム改修費って今課長のほうからも答弁させていただきましたが、5万円をその時に、まあこれ民間の普通のやり方ですと、例えば妊娠届があった時にそこでもう5万円渡せるような環境、もうパッと5万円渡して領収書でも書いてもらえばいいんですが、何かそれでまた振り込みをすとか、で、今度また出産しました、訪問しましたっていうのは、訪問の時に5万円でもお持ちできればいいんですが、またその時にこう何か後で振り込みますよとか、システムも今課長のほうからも答弁してもらいましたが、80件仮にあったとしても、80件をやるのに仮に10万円としたら、80件までいきませんね、まあ70件、80件、まあ80件として800万円ですよ。800万円の金を振り込むのに、今度このシステム改修費、国から10分の10来るといって、毎回この事務手続き、うちのほうももう、本来は子どもさんと向き合ったり、親御さんと向き合うことが一番大事なのに、そういう何かこうシステムを改修して、そのことの手続きをすることにも時間とられたりするっていうことがあって、で、今800万円を私どもで給付するのに、もしかしら20万とか30万とかお金がかかるという、振り込みで800万円やる時に、あ、800件っていうか80件やる時に、もう仮に1,000円とられたって8万円で済むものがそんなふうにかかるようなところがありますので、是非、柴田議員から公明党さんにお話、本部のほうにお話しただいて、システム改修というのが余りないような何か形で、議員の皆さん方も選挙やられて、私も選挙やりますが、名簿も管理で、例えば1月1日生まれの人ってたらパッともう出てくるわけですから、毎回毎回この何か給付金出す時にシステム改修費ってのはいつもこう出てきて、何となく私疑問で、そういうこうIT系のほうのところの、むしろ子育て支援に名を借りたこうIT系の企業の支援みたいに何かなってるような気もしないでもありませんで、そういう経費やるんなら、その部分もいわゆるお母さん方とか子どもさんのためにお渡ししたいなってのが私の心情でありますので、そういう視点に立ってやっていきたいと思っております。

それから、もう一つ重要なことがありまして、今年はお二人、私どもで保健師の皆さん方採用させていただきましたが、なかなかこの専門職の方々を採用かけても、これ建築士もそうですけど、栄養士もそうですが、もう行政に集まらなくなって、これも非常に自治体間でもう綱引きになってるような現状があります。で、今後持続可能性ということを追求していった時に、若い新採で来る20代とかっていう方がほとんどおりませんので、じゃあ少し消防職のように非常に間があいてしまっているところもありますから、今後のこといろいろ考えていくと、こういうメニュー、じゃあこれやろうって簡単にずらずらっとなりましたけど、専門職の皆さんがいて初めてこれも成り立つ話でありますので、そういう方々の、まあいわゆる私ども、私としては基本的にそういう専門職の皆さん方のケアも必要ですし、さらには人としてのケア、また働き方とかいろんなことも含めて、しっかりそのうちのほうとして、ここで働くことに喜びを感じるような環境をつくらなければなりませんし、また、専門職として常にスキルを磨いていただく、スキル、スキルアップを図るっていうことも図っていかねばなりませんし、いろんな総合的に考えていった時に、非常にこの小さ

い自治体としてのいろんな限界とかもありますので、是非それにつきましても、まあ党のほうからでもいろんなお話をさせていただいて、やるって担い手がいて初めていろんなことってできる話ですから、その辺のところの担い手の支援につきましても、いろんな意味で財政的な措置を講じていただければなというふうに思っております。

当然議員が言われますように、この環境を整えるということは大事ですから、私どもとしても、ここで生み育てることが非常にこう何ていうんですか、輝かしいといいますか、そこまではいかなくも、まあ安心して出産ができて、安心して育てられるっていうことを皆さん方にお示しする意味でも、実質的には非常に今申し上げたように上乘せ、横出しをしても、それほど大きな話ではないにしても、少し理念的にでもいいですから、みんながそういう安心感を得られるように、そして常にこの需要と供給ということ、行政サービスと行政サービスを享受する皆さん方との間のこの乖離がないように、常にそこはしっかり、何を皆さん方が求めているらっしゃるのか。それは常に、何度も申し上げるように、時代時代や社会環境の変化によって常に求めるものが変わってきますんで、そこにはしっかり敏感に、その方々の思いに至って変化していくような、対応できるような環境を整えてまいりたいと思いますので、またいろいろと現地現場を知る柴田議員のほうからもご提言等いただければ、私どももしっかり対応していきたいと思いますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 2番 柴田佑美子君。

○2番（柴田佑美子君） 町長からいろいろなご要望をいただきました。党のほうとまた私自身連携させていただき、専門職の確保、まあ支援等もしっかりお話をさせてまいりたい、そのように思いました。

じゃあ、この質問はこれで終わりたいと思います。

続きまして、女性の健康促進とがん予防、ヒブワクチンの性格の情報周知をということで質問させていただきます。

私は令和3年第2回議会定例会で、子宮頸がんワクチンについて、接種対象者およびその保護者に対して情報が十分に行き届き、接種をするかどうかについて検討・判断できるよう、自治体からリーフレットの個別送付を行うこととしてはどうかとの国の方針が示され、茨城県から各市町村に通知されたことを受けた町の対応はどのようになっているのか。また、接種を逃した方々への接種費用の補助はどのようになるのか質問させていただきました。

情報が周知されずに接種機会を逃してしまった方々より、公費での接種要望の声が多数届き、公明党のある市議会議員が国への要望書を提出していました。また、昨年12月、公明党女性議員20名でキャッチアップ接種の要望活動を大井川知事にいたしました。その後、接種機会を逃した方対象にキャッチアップ接種、平成9年度生まれから平成17年度生まれの女性が情報が周知されなかったために、ワクチンが接種ができなかったというその方に対して、年齢は過ぎてしまったけれども、この子宮頸がんワクチンが公費での接種が開始されています。

ここで質問させていただきたいと思います。流れが前後してしまいますけれども、これまでの国

の取り組み経過について、ざっと説明していただき、また、前回の令和3年第2回定例会で私は質問いたしました。その時の接種状況ということで説明させていただいたんですけれども、周知が中止された平成6年からの接種実績は、ほぼゼロに近い数字でしたが、リーフレットの個別送付が開始され、令和3年、4年の接種実績内容についてどのようになっているのか伺います。

○議長（飯田英樹君） 健康増進課長 本城正幸君。

○健康増進課長（本城正幸君） では、柴田議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、HPVワクチン、こちらはHPVなんですけれども、ヒトパピローマウイルスというウイルスの種類のお名前です。そちらを略してHPVワクチン、属には子宮頸がん予防ワクチンという形で呼ばれるものとなりますけれども、こちら、2013年、平成25年の4月に定期予防接種ということで、国のほうで費用負担をして集団免疫をつけるために打ってもらうというワクチンになりました。

で、その4月以降、積極的勧奨を開始しましたがけれども、当時、その子宮頸がんワクチンを打った方がかなり副反応が出ると。まあ立てなくなってしまったりとかということがマスコミの報道でかなり報道されまして、同年6月の14日なんですけれども、厚生労働省のほうから、子宮頸がんワクチンの副反応の発生頻度がより明らかになり、国民に適切な情報提供ができるまでの間、定期予防接種を積極的に勧奨すべきではないとの勧告がありましたので、町といたしましても積極的勧奨の方を控えさせていただいております。

しかし、ワクチンの有効性および安全性に関する論文が国内外で続々と報告され、まとまったデータとして示せるようになったことなどを理由といたしまして、令和3年11月26日、積極的な接種勧奨の差し控えが解除となりました。

町では、3月からなんですけれども、接種対象者、先ほど議員のほうから言われましたキャッチアップも含めると、大洗町では約963名の方が全員でおられます。その中で定期の中に入られる方が331名、こちらは11歳から16歳、小学校6年生から高校1年生までの方が331名、それ以降の16歳から25歳までのキャッチアップの人数が632名ということでの人数となっております。で、そちらの対象者の方に3月に個別接種のほうを行わせていただきまして、勧奨を実施しております。

で、先ほどもご質問いただいた大洗町の状況についてなんですけれども、まずHPVワクチンというのが合計3回打つワクチンとなります。で、令和4年9月末現在なんですけれども、1回目接種が完了された方が69名、2回目接種が完了された方が58名、3回目接種完了された方が8名となっております。で、同じ時期、一昨年、昨年度の令和3年の9月末現在の数ですけれども、1回目がお二人、2回目が5人、3回目が6人という形での接種実績となりました。

また、令和3年度全体の全期間の人数ですけれども、1回目17名、2回目14名、3回目10名。同じ期間の令和2年度の数ですけれども、1回目11名、2回目5名、3回目0名という形で増加傾向は見られましたが、やはり令和3年度9月末と令和4年度9月末時点の接種者の比較で見ますと、1回目接種者で約34倍、2回目で11倍の伸びとなっております。勧奨を再開したことに対する保護者も含めた関心の高さがうかがわれる数値となっております。

また、今年度ですね、令和4年度3回目の接種の方が少ない原因についてなんですけれども、こち

らのHPVワクチンのほうが1回目の接種から6カ月経過後に3回目打ち始められるという期間の問題がありまして、今回3回目を打っておられる方は令和3年度に接種のほうを開始した方の人数となりますので、令和4年度も後半になればかなりの人数が3回目の接種のほうも行われる状況と思われます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 2番 柴田佑美子君。

○2番（柴田佑美子君） 詳しい説明をいただきました。周知を始めて確実に接種者が増えているということで、やはりその接種するしないは対象者の方、また保護者の方のお考えだと思いますけれども、確実にがんが予防できるワクチンということで情報伺っておりますので、その判断される材料がしっかり周知されているということは本当にありがたいことだと思います。

続きまして、2問に入らせていただきます。

10月4日、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本法部会ワクチン評価に関する小委員会が取りまとめた9価ヒブワクチンの定期接種化に関わる技術的な課題についての議論のまとめを踏まえ、令和5年早期から定期接種が開始されると伺いました。現在、接種されているワクチンの種類は2価、4価ワクチンです。令和5年4月より新たに9価ワクチンが加わるということで、これも接種の対象者の方、また、保護者の方が、しっかりどれを打ったらいいのか情報周知が大切になってくるかと思えます。今回質問させていただいたのも、この新たに加わる9価ワクチンとの違いについて、しっかり担当課のほうから説明をいただき、接種対象者の方に情報が周知されることを願い、質問させていただきました。この違いをご答弁いただきたいと思えます。

○議長（飯田英樹君） 健康増進課長 本城正幸君。

○健康増進課長（本城正幸君） では、柴田議員の再度のご質問にお答えしたいと思います。

子宮頸がんの原因となるヒトパピローマウイルスというのは、子宮頸がんになる原因のものだけで13種類のウイルスがございます。そちらのほうをハイリスクHPVという形で、やはり子宮頸がんのリスクが高いHPVということで種類分けをされております。

2価ワクチンについてなんですけれども、そのなかで特に子宮頸がんへの進行が早いといわれております16型と18型、この二つのウイルスへの抗体を作るワクチンとなります。子宮頸がんへの予防効果としては、その二つのウイルスの抗体を作ることで60%から70%の子宮頸がんの原因を取り除けるといわれてございます。

また、もう一つの今、提起でなっております4価のワクチンなんですけれども、その16型、18型の二つのウイルスに加えて6型と11型というウイルスの抗体を追加したワクチンとなります。6型、11型なんですけれども、こちらの二つはローリスクHPVといわれまして、直接子宮頸がんの原因となるウイルスではないんですが、良性疾患ですね、尖圭コンジローマという感染部位にイボができてしまう病気なんですけれども、そちらのイボのできた部分によっては不妊にもつながる恐れがあるということで、そちらの尖圭コンジローマを防ぐウイルスを二つ付加させたものが4価ワクチンという形になってございます。

今回、令和5年4月に開始されます9価のワクチンなんですけれども、こちらはその2価と4価のウ

イルスの型に加えまして、ハイリスクHPVのなかの31型、33型、45型、52型、58型という五つのウイルスを追加したものとなります。この七つの、ハイリスクHPV、二つはローリスクHPVです。七つのハイリスクHPVの持つ子宮頸がんの予防効果といたしましては、約9割の子宮頸がんの原因を取り除けるといわれてございます。

以上のことから、9価ワクチンのほうが認可されますれば、より広い予防効果が見られることが期待されるウイルスとなっております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 2番 柴田佑美子君。

○2番（柴田佑美子君） 詳しい説明をいただきました。現在使われている2価ワクチンは60から70%の割合で予防ができる。そして4価ワクチンは、それに加えて、できるイボとかそういうものを防げると、そのイボができることによって不妊になる可能性があるということです。そして今回、来年4月から認可される9価ワクチン、これはこれプラス31、34、45、52、58型も対応していて、90%の予防が可能になるということで説明をいただきました。これらのことが、やはりしっかり周知され、また、判断基準になっていくことが大事かと思えます。今後、町では、この情報を周知するために、どのような発信、また、個別通知のお知らせをされていく予定でしょうか。

○議長（飯田英樹君） 健康増進課長 本城正幸君。

○健康増進課長（本城正幸君） では、柴田議員の再度の質問にお答えしたいと思います。

先ほど柴田議員のほうからもお話がありましたけれども、令和4年11月18日に行われました第41回厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会のほうで決定されました令和5年4月からの9価ワクチンの予防接種の接種開始に伴いまして、接種対象者の皆様には新たに、今までもお送りしていたんですけれども、新たな予診票やリーフレットなどを送付させて、個別にですね、個別通知として送付させていただくように考えてございます。やはりそのなかで9価ワクチンの特性などについても、わかりやすい形でお伝えできればと考えております。

また、広報紙、ホームページ等も活用いたしまして、子宮頸がんワクチンへの理解を深めていただきますとともに、定期的な女性検診の周知ですね。やはりワクチンのほうで約9割は防げるという病気ではあるんですけれども、やはり残りの、100%というわけではございません。あとそれ以外にも子宮体がんという形で別なウイルス性ではないがんのほうもございまして、やはり健康的な生活を送っていただくために、少しでもそちらのがんに対する周知啓発のほうは努めさせていただきまして、やはり子宮頸がんというのはがんのなかでも特に予防できるがんの一つとなっておりますので、子宮頸がん、知識を深めていただいて、予防推進のほうに図っていただきたいと考えてございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 2番 柴田佑美子君。

○2番（柴田佑美子君） ありがとうございます。周知についてはしっかり行っていただくということで、またそのほか、がん検診等の推進も進め、本当に健康で、お子さんを生み育てられる、そのような町にするために対応していただけるというご答弁がありました。とにかく正確な情報発信、そして個別通知は大事かと思えます。接種対象者、また、保護者の方が接種の判断をしやすく、わ

かりやすい周知、また、女性の健康とがん予防につながる取り組みが進められることをお願いし、以上の質問を終わります。

今日は、妊娠・子育てへの家庭への支援について、そしてまた、女性の健康促進とがん予防について、二つ質問させていただきました。質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（飯田英樹君） ここで暫時休憩をいたします。なお、会議再開は午前10時30分を予定いたします。

（午前10時23分）

○議長（飯田英樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時30分）

◇ 勝村勝一君

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

〔スクリーンを使用しての質問〕

○10番（勝村勝一君） 傍聴者の皆様、早朝からご苦勞様でございます。自由民主党の勝村勝一でございます。宜しくお願いいたします。

それでは、9月に引き続き、災害に関する質問をさせていただきますけども、非常に重要な課題かなと思ってます。今までで1923年、大正だと思えます、関東大震災ありました。あれから99年経ってます。間もなく1世紀。来年度には100年経ちます。いつ来てもおかしくないなと思ってますし、常に危機意識を住民の方に持っていただきたいということで、毎回11年前に消防団退職しましたけども、毎回住民に対しての災害の意識、火事もありますけども、火事があると財産なくなっちゃいますので、災害のほうもそうだと思います。十分に住民の方に認識していただいて、この後発地震の認識を改めてしていただきたいなと思えます。

生活環境課長に質問をいたしますけども、第1問目、北海道・三陸沖後発地震の懸念ということでお願いしたいなと。細かく説明をお願いしたいと思えます。

今月から注意情報ですよ、12月16日から、令和4年11月9日の茨城新聞に載ってます。注意情報、今月16日から開始ということで、新聞紙上に載ってました。ということでお知らせをさせていただきます。

本県9市町村を含む北海道から千葉県までの7都道府県、182市町村が対象となっているが、東日本大震災から11年が過ぎて、住民もきっと薄れているかなと思ってますので、ここで改めて令和4年度、間もなく、あと二十日ぐらいで終わりますけども、認識を新たにしていきたいなと。北海道・三陸沖後発地震を町民にどのようにしらしめるかと、注意喚呼をするかということで生活環境課長、大川課長、お願いいたします。宜しくお願いします。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 勝村議員のご質問にお答えいたします。

まずですね、後発地震について説明のほうをさせていただきたいと思います。

北海道・三陸沖後発地震ということでございますが、こちらはですね日本海溝、千島海溝付近のですね想定する震源沖におきまして、マグニチュード7.0以上の地震が想定する震源域やその流域に影響を与える外側のエリアでですね、マグニチュード7.0以上の地震が発生した場合にですね内閣府と気象庁において合同で記者会見を開きまして、北海道・三陸沖後期地震注意情報ということで発信されることとなっております。

少しですね事例について述べさせていただきたいと思いますが、内閣府が出しておりますガイドラインによりますと、日本海溝、千島海溝付近においてはですね、皆さん御存じのとおり平成23年3月11日のですね東日本大震災、この二日前にですねマグニチュード7.3の地震が発生していたということがございます。またですね、昭和38年になります、択捉島の南東沖においてマグニチュード7.0の地震が発生しまして、その18時間後ですね、マグニチュード8.5の地震が発生したという事例がございます。

またですね、世界の事例を紹介させていただきますと、過去100年の間のマグニチュード7以上の地震が発生したあとですね、七日以内にマグニチュード8クラス以上の地震が発生する確率としましては、大体100回に1回程度あった事例があります。またですね、マグニチュード、この8クラス以上ですね、の地震が発生したあとに、やはり1週間以内にマグニチュード8クラス以上の地震が発生したのは、確率として10回に1回程度ということが国のガイドラインのほうに記載されております。

今申し上げたとおりですね、マグニチュード7以上の地震が発生した場合は、そのあと発生する後発地震が発生する確率がおおよそ100分の1、マグニチュード8以上の地震が発生した場合は後期地震が発生する確率はおおよそ10分の1ということになっております。

必ずですね後発地震が発生するとは限りませんが、注意のほうが必要ということになります。

そしてですね、先に起きた地震が先発地震といいまして、先発地震発生後ですね注意情報が発生されてから1週間経過した際にはですね、防災の担当大臣などから特に注意する期間が終わった旨の呼びかけが行われることとなっております。しかしですね、平時からの備えを徹底するよう促していくということとなっております。

また、参考までにですが、日本海溝、千島海溝沿いの地震に対する大洗町の津波の想定高としましては最大で5メートルということになっております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 今月から、12月16日から運用開始ということなんで、どのような形で内閣府でしたっけ、と注意勧告の情報を出すと。内閣府と気象庁においてということでもありますけども、これはどのような形で広報をされるのか、課長、お尋ねしますけども、宜しく願いいたします。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 再度のご質問にお答えいたします。

住民の方にですね注意喚起についてどのように発信するのかということかと思いますが、先ほど申し上げましたとおり、内閣府と気象庁でですね後発地震注意情報が発信された場合ですね、まずそこでですね先に起きた地震の対応をどのようにしていくかによって対応するケースというのは変わってきます。ケースによっていろいろあるかと思いますが、まずですね先発地震においてですね被害が大きいケースについて説明のほうをさせていただきます。

被害が大きい場合としましては、東日本大震災の時のようにですね、大津波警報や津波警報も発信されておりまして、住民はですねもう既に避難している場合があるかと思いますが。そのようななかでですね後発地震注意情報が発信された場合はですね、避難所はですね親族の家などに避難している方については、避難のほうを継続していただくような対策をとってもらうことがあるかと思いますが。そのようなものですね防災無線や戸別受信機などいろいろな媒体を使ってですね周知したりしまして、それぞれ使用して避難の継続などを呼びかけていくことになるかと思いますが。

またですね、さきに起きた地震においてですね被害が小さいケースについて説明させていただきます。

被害が小さい場合としましては、地震の震度がそれほど大きくはありませんが、津波注意報等が発表された場合などが想定されますが、このような時にですね後発地震注意情報が発信された場合、沿岸の地域の方がですね自主的に避難することも想定されますので、被害が小さくてもですね避難所等を開設するというような措置もとることも必要かと思っております。

次にですね、先発地震において被害がないケースについて説明させていただきます。

被害がない場合としましてはですね、先発地震の震源が離れておりまして、地震を感じない場合があるかと思いますが。津波に対する情報もですね発表されていない、そういう場合もあるかと思いますが、後発地震注意情報が発信された時にはですね、大きな地震や津波の発生の可能性が高まっているということになりますので、速やかにですね住民のほうに伝えまして、速やかに避難できるように促していくことが必要と考えております。

またですね、避難する際にですね、支援が必要な方につきましてはですね、大洗町の場合は特に津波のほうの被害が予想されますので、支援が必要な方はですね、うちのほうで把握しておりますので、そちらの方についての避難の確認の手順とかですね、などを確認する必要があるかと思っております。

今話させていただいた点につきましてはですね、いくつかの例ということですが、状況に応じてですね対応できるように準備することが大切かと思っております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 課長、ありがとうございます。11年前の東日本大震災においては、3月9日に7.3の地震が二日前にあったということで、これが最初の初動の地震かなと思いますけども、非常にね、こういう経過がありますので、十分に町民の方に対して注意勧告をお願いしたいなと思いますし、本県沿岸部9市町村、対象は北から、北茨城市、高萩市、日立市、東海村、ひたちなか市、大洗町、銚田市で、もしかすると最大6.5メートル以上が想定されてますということで、大洗も町長こ

の間ね、本庁舎も移転したいということになってますし、消防署も早めに移転しなきゃなりませんので、もしも災害を受けた場合には住民に対してのケアができなくなるという状況になりますので、その点宜しくお願ひしたいなと思いますし、それに対して、住民に対してね、課長、訓練を、他市町村でも何件かやっておりますけども、そういう住民に対しての日頃の備えと避難訓練を行う必要があると思いますが、避難訓練については町当局として考えておられますか。早急にこれやらないとね、今日来てもおかしくないし、明日かもしれない。来年かもしれない。もしかしたらば、今年の年越しの間もあるかもしれせんけども、そこら辺のこともちょっとお尋ねしますけども、お考えはありますか。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 勝村議員の再度のご質問にお答えいたします。

避難訓練ということでございますが、避難訓練につきましてはですね、まず今年の3月にですね職員を対象にですね、避難所開設の訓練を行わせていただきました。この訓練につきましてはですね、コロナ禍においてですね、避難所を開設する場合にですね、密を避ける必要がありますことから、検温やパーテーションの設置など、今までとは違う対応についての訓練のほうを行わせていただきました。またですね、災害時のトイレは重要なことから、マンホールトイレの設置訓練もあわせて行ったところでございます。

またですね、訓練のやり方いろいろあるかと思ひます。生活環境課においても小さいながらも訓練というのも最近やらせていただきました。

またですね、災害時の対応マニュアルについてもですね、一部改訂のほうを行わせていただきました。全職員がいつでも確認できるように共有しているところでございます。

今後の訓練についてでございますが、来年の3月頃にですね、ちょうど東日本大震災3月にありましたので、そういう意味も込めまして訓練のほうを行う予定で準備をしているところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） ありがとうございます。高い所に住んでる方はね、あまり意識がないかもしれせんが、低い所にいる方、ゼロメートル地帯ではありませんけども、もともと砂浜に近い、大洗の役所ももともと砂浜でしょうから、そういうことを考えて、沿岸部の人を対象にしてやられてもよろしいかなと思ひます。前回やられてますので、4.2メートル来てますので、今回は6.何メートル、もしかしたら7メートル、6.5メートルかなと思ひてますけども、この三陸沖後発地震、非常に恐いです。もしかしたらば東南海千葉沖地震、それに連動する可能性もありますし、それにつられて、今日、住民来てますけども、富士山も何かね爆発するという話もありますから、そういうことも考えれば非常に日本、半分以上恐いなと思ひてますし、先ほど言いましたけど99年前は関東大震災ありました。そういうことで、常日頃の準備、きっとね11年経ってるんで、住民の方も備蓄きつとないと思ひますので、こういうもの、キットありますので、出していただいて、北海道・三陸沖地震津波に備えてというのが、これ、国からのあれが出てんのかなということで、もしかしたらこ

ういうの、課長、早急に配布していただいて啓蒙活動をやっていただければよろしいかなと思えますけど、いかがですか。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 再度のご質問にお答えいたします。

画面にあるとおりですね、国のほうから、内閣府からですね北海道・三陸沖地震、津波に備えろということでリーフレットですね、のほうも出ておりますので、こちらのほうですね注意喚起というか、広報のほうはやっていきたいなと思っております。

またですね、ガイドラインのほうも載ってるんですけども、あまりあおるような広報はしないよというごまかすことでもございますので、その辺はですね考えながらやっていきたいと思っております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 住民に対してあんまりね恐怖心を与えているわけでありませぬので、常日頃の準備ができるような体制をとっていただければ、今日来てる方はきっとね思ってるでしょう、何だよ勝村議員、すげえこと言ってるなと思えますけども、本当に恐いです。沿岸部にいる方は、常にきっと恐怖心があるかと思えますけども、その点の啓蒙活動を宜しくお願ひしたいなと思えます。

続いて、都市建設の課長にちょっとお尋ねしますけども、地震以外の大規模な自然災害いつ起こるかわかりませぬ。そのようななか、堀割、五反田地区の周辺の防災集団移転促進事業は、どのようになっているか、後手に回らないようにスピード感を持って進めていく必要があると考えますが、事業進捗状況についてお尋ねをいたします。宜しくお願ひします。

○議長（飯田英樹君） 都市建設課長 岡村正巳君。

○都市建設課長（岡村正巳君） 議員のご質問にお答えいたします。

堀割、五反田周辺地区の防災集団促進移転事業は、那珂川の緊急治水対策プロジェクトにおいても、土地利用や住まい方の工夫の検討ということで位置付けられており、国や県においても町が行うこの防災集団移転促進事業の調整などを重点的に支援していただいております。

この防災集団促進移転事業は、通常の公共事業とは異なりまして、ご自身の意向で移転していただく任意の事業となっております。しかし、国の支援を受けるためには最低でも5戸以上まとまって移転していただく必要があることから、移転先や移転時期など定めました事業計画については、対象の皆様の合意も必要になってきております。今後は、このような合意形成を図ることが課題の一つとなってくると考えられます。また、移転されない方々の防災についても地域の方々と一体となって考えていかなければなりません。このようなことから、町としては、これらの課題解決に向けて、お一人お一人のご意見を聞きながら、丁寧に事業を進めて、早期に移転が開始できるように努めてまいりたいと考えております。宜しくお願ひします。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 岡村課長、ありがとうございます。今の九十何名でしたよね、九十何件だっ

け、全部で。どのようなあれで今、早急に移転したいという方もおるでしょうけども、パーセンテージでいうと86件か7件だと思いますけども、どのようなあれになってますか。

○議長（飯田英樹君） 都市建設課長 岡村正巳君。

○都市建設課長（岡村正巳君） 議員のご質問にお答えいたします。

昨年度、地域の皆様から取りましたアンケートや個別のご意見を伺っているなかですと、移転したい方、また、条件次第で移転したいというような方含めると、概ね8割程度の方が移転したいというご意向でございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 80%ぐらい移転したいと。六十数名、70名近くなるのかな、大体、ですよ。グループごとでねやらないといけないという歯止めがありますけども、80%ということは結構ね、もしもこれ始まったら、誰か一番先に行けば続けて、私も行くよという形もありますので、早急にねできる方がいればやっていただいて、やっぱり連鎖反応起きますので、そういう手法もとってください。きっとね、誰かが行ったら行きたいなと思う方おりますので、それもやっぱり社会の通例かなと思いますけども、課長、どうですか、そういうスピード感で、スピード感っていったらそういうことだと思うんですが、いかがですか。

○議長（飯田英樹君） 都市建設課長 岡村正巳君。

○都市建設課長（岡村正巳君） 議員のご質問にお答えいたします。

議員のおっしゃるとおりで、これだけの方々のご移転は一度にはできませんので、ある程度まとまり、グループを分けて段階的に移転をしていただくということを考えております。おっしゃるとおりで、あるグループの移転がうまく進めば、次に移転されたい方のお気持ちが強くなるというようなこともあると思いますので、できる限り最初に移転できるような、モデルケースとなるようなグループを地域の方々とは相談しながら進めていきたいなというように考えております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 宜しくお願ひします。それが一番大事かなと思ってます。ただ、そのグループの中ですごく信頼があつて力がある方をつければ、きっと、行こうよとなればきっと行くと思うんで、大洗の住民ってそんな感じなんで、きっとね、あの人だったら信頼できて行けますよと。そういうあれも聞いていただいて、トップに、リーダーとしての方を作っていただければ、足並みがスピード感を持ってできると思いますので、宜しくお願ひします。

続いてすいません、消防次長。災害における消防団の活動の状況というか、そういうことなった場合に、どのような活動をするか。あと、訓練として今行っているか、ちょっとお尋ねしますけども、消防署と消防団と、合わせてすいません。

○議長（飯田英樹君） 消防次長兼消防総務課長 二階堂均君。

○消防次長兼消防総務課長（二階堂均君） 勝村議員のご質問にお答えいたします。

東日本大震災の際、住民の避難誘導やその後立て続けに発生した建物火災の消火活動などに従事いただいた町の消防団ですが、現在は震災後に新たに入団された団員の方、これはもちろん震災は

経験してありますが、消防団員として活動されなかった、していなかった方が全体の2割ほどを占めるような状況です。震災当時、どのような活動がされたかについて記憶が薄れつつあるかと思っておりますので、今後はですね、研修や当時の活動を振り返る場などを設けたりして、また、震災に関する、震災に特化した訓練なども企画していきたいと考えております。

またですね、消防団がその力を発揮するためには、消防本部機能が十分機能していることが前提となりますので、先ほども勝村議員からありますとおり、消防本部庁舎移転の検討とあわせまして、今後と各種訓練を通して消防団との連携強化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 次長、ありがとうございます。訓練やる時にね、映像を見せてあげてもよろしいかなと思います。11年前の。きっとね、そういうところ見てないと思いますので、そういうの見るのも必要だし、勉強会もきっと必要だと思うんで、何人かここに消防団員おりますけども、宜しくお願ひしたいなど。住民を守っていただかなきゃならないし、僕らも同じですけども、元消防団員だったんで、宜しくお願ひしたいなど。これからもまた、あとは消防団の人数の確保、今180ぐらいか、すいません。

○議長（飯田英樹君） 消防次長兼消防総務課長 二階堂均君。

○消防次長兼消防総務課長（二階堂均君） 勝村議員のご質問にお答えいたします。

現在の消防団員の実員数ですが、9月末現在で142名というふうになってます。これは条例定数170名に対して142名ということになってございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 142名、170が定数ね。そのなかで2%は震災経験なしということで、非常に厳しいなと思いますけども、普段の心構えできっと災害があっても、最近、火事は非常にね抑えられて、大きい火事ありませんけども、うちのほうも今ね新しい住宅だと火災に強い住宅ができてますので、消防団の確保が必要かなと思います。機材はいい、ただ、人員がいない。機能しませんので、やはり年度を重ねた方がきっとねないと、ただ、今、消防の車も非常にね新しい車で、オートマチックで、昔はマニュアル車だったんだけど、新しくなりましたので、操作方法もね覚えれば簡単だと思いますけども、宜しくお願ひしたいなどと思います。

再度、都市建設課長にお尋ねします。防潮堤、水門などの整備状況をちょっとお尋ねしますが、どのような状況なってますか。すいません。

○議長（飯田英樹君） まちづくり推進課長 海老澤督君。

○まちづくり推進課長（海老澤督君） 勝村議員のご質問にお答えいたします。

津波高潮対策事業ということで、大洗港周辺の津波高潮対策事業、いわゆる防潮堤整備事業につきましては、数十年から百数十年に一度の頻度で発生する津波から、人命と住民の財産を守ることを目的に、県が示す目指すべき堤防高を基本とし取り組んでいるところでございます。

整備に当たりましては、県、町、関係者が協議を重ねまして、サンビーチから宮下地区に至る区間において一番合理的な防護ラインを設定し、県事業として平成26年度から着手をしているところ

でございます。

現状ですけれども、一部宮下地区の防潮堤の在り方につきましては、継続した協議が必要でございますけれども、計画延長約4キロメートルのうち、現在は水門を含む周辺の約0.3キロメートルの工事を進めているところでございます。既に水門の門柱の部分は姿を見せているところでございますけれども、令和5年度中の完成を目指し、鋭意取り組んでいただいているところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 水門はいつ完成します。今、杵を、1本目終わって2本目、今5分の1ぐらい取ったかな、毎日ちょっと市場行ってるんで毎日見てんですけど、真ん中に橋架かりましたよね。橋がね。非常にあそこだと眺めがいいかなと思ったんだけど、別なこともね考えていただけると良かったんでしょうけども、水門の完成はいつになりますか。

○議長（飯田英樹君） まちづくり推進課長 海老澤督君。

○まちづくり推進課長（海老澤督君） 先ほどお話申し上げたとおり、令和5年度中の完成を目指して取り組んでいただいております。今のその水門の門柱の上にですね操作室がついて、最終的には水門が備えられるというような形になります。以上です。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 来年度、来年度の前半ですか。来年度いっぱい。何かまだちょっと遅れるような気もすんだけど、どうですか。

○議長（飯田英樹君） まちづくり推進課長 海老澤督君。

○まちづくり推進課長（海老澤督君） 水流といたしますか、潮流といたしますか、そういった関係とかもありまして、令和5年度中の完成というところで私どもは聞いております。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） ありがとうございます。諸々詳しく説明していただいて、今日来た住民の方はわかったと思いますけども、今後とも住民に対しての広報、啓蒙活動、平日頃お願いしたいなと思います。

じゃあ2問目いきたいと思います。タブレット、学習端末修理、自治体負担、年数百万円も町の財政を圧迫が懸念されるということでお尋ねをしますけども、1人1台タブレット端末が支給、整備されたが、現在の活用状況について伺います。課長、宜しくお願いします。

○議長（飯田英樹君） 教育次長兼学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 勝村議員のご質問にお答えをいたします。

令和3年5月からですね国のGIGAスクール構想により整備したタブレット、こちらをですね一元化したことによりまして、新しい仕様のタブレット端末を児童・生徒は現在使用を開始している状況でございます。文科省のほうより、これから学びのスタイルといたしまして、個別最適化された学びと、対話的、協働的な学び、こちらの大きく二つの必要性が示されたところでございます。

これからの学びをですね実現するために、ICT機器を活用した授業を実施し、子どもたちの資

質、能力の育成に現在努めているところでございます。

具体的な例でございますけれども、調べ学習での活用が中心となっております。調べたことをまとめること、新聞形式、掲示物などにまとめるような活用、さらには調べたことを発表するプレゼンテーション形式ですね。また、話し合いの場での活用、お互いの意見交換、意見の共有、こちらを回りながらですね展開をしているところでございます。

また、授業におきましてタブレット端末をほぼ毎日活用しているというような状況となっております。児童・生徒の学習過程であったり、成長がですね、目に見えるようになってきている状況でございます。

また、さらにですねチームズというソフトを活用しながら、幕末と明治の博物館と学校のほうでですねオンラインで繋ぎまして、教室にしながら企画展を体験できるというような取り組み、さらに本年11月よりですね、姉妹都市を締結しましたフィリピンと学校のほうをオンラインで繋ぎまして、小学6年生と中学1年生を対象に、フィリピン人英語講師とマンツーマンのオンライン英会話、こちらの事業を展開してございます。こちらのスクリーンに出されました写真のとおりでございます。

またさらにですね、始業式であったり終業式のオンライン配信、さらには生徒総会、体育祭の壮行会のリモート開催、さらには教職員を対象としたオンライン研修会など、授業後の場面におきましても様々な活用をして展開をしているところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 課長、ありがとうございます。1年半になるとは思いますけれども、子どもたちはきっとゲームソフトかなんかで、きっと慣れ親しんでいると思いますけれども、またねタブレットの場合は違うと思いますけれども、コロナ禍でかねてより学校閉鎖、学級閉鎖の時にタブレット端末を自宅に持ち帰り、オンラインで学習を行っていたが、その際の児童・生徒の活用状況に問題はなかったか。きちんと学校と同じに学習に努めたか、集中してできたか、きちんとオンライン学習に参加してできたかということをお尋ねしますけれども、いかがでしたでしょうか。学習に関してのね、なかなか初めての方もいたでしょうし、いろんな部分でね家庭の事情で、そういうタブレットに慣れ親しまれなかった方もおられると思いますけれども、そのような対処の仕方どのようにしたかお尋ねします。宜しくお願いします。

○議長（飯田英樹君） 教育次長兼学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 再度の勝村議員のご質問にお答えをいたします。

コロナ感染拡大に伴いました県の非常事態宣言が出された時のですね学校の対応といたしまして、県のほうからタブレット端末を活用したリモート学習を中心とする旨のですね方向性が示されて実施してきたところでございます。このことを踏まえまして、町におきましてはですね、令和3年9月と令和4年1月、1月に関しましては小学校のみの対応でございましたけれども、この学校閉鎖等の対応をしました期間におきましては、原則登校はせず、オンライン学習やプリント学習の併用で進めること、こちらを示したところでございます。この期間の各学校におきましてはですね、各家庭の実情を踏まえまして、一つは自宅でのオンライン授業、二つ目は登校しての分散授業、三つ目

は自宅での学習、これら三つをですね選択できるようにしまして、児童・生徒の学びを継続して実施できるように対応してまいったところでございます。

当時ですね、議員さんが心配されるところでございますけども、オンライン学習において先生方も子どもたちもですね初めての取り組みとなったこともございまして、当初はどちら側にもですね戸惑いが見られたところが現状でございます。先生方におきましては、子どもたちの態様がなかなか読み取れないというような苦勞された様子も伺ったところでございます。また、子どもたちにとりまして、タブレット端末の使い方に慣れてなかったり、自宅での授業ということで学習に集中がなかなかできなかったような状況が当時ございましたけども、現在は先生方も子どもたちも大変端末の扱いに慣れてきておりまして、通常時より近い形ですね、問題もなく学習ができるような環境となっているところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） タブレット端末を整備して約1年半が経過していますけども、過日の新聞によると、端末の故障が相次いでいると報道があった。タブレット端末を落とすなど事故が目立ち、修理が年間、ある自治体においては数百万円に上る自治体もあるということで、我が大洗町はいかがですか。お尋ねします。

○議長（飯田英樹君） 教育次長兼学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 再度のご質問にお答えをいたします。

故障の状況でございますけども、令和3年度におきましては、修理件数のほうが30件となっております。修繕金額といたしまして57万1,000円、その内訳でありますけども、落下等衝撃による故障が8件、これは不注意による落下ですね。また、自然故障のほうで22件、主にメインボードなどの故障、電源が入らない、充電できないなどの理由でございます。また、令和4年11月現在までの状況でございますけども、修理件数は20件です。修繕金額が91万2,000円、その内訳は落下等による故障が10件、自然故障が10件、このような状況となっております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 今まで修理として57万1,000円で8件、あと自然で電源が入らなくなったというのが22件。今年度は20件、91万2,000円、これは保険で済んだのかな。それとも自費ですか。その点をちょっとお尋ねしますが、はい。

○議長（飯田英樹君） 教育次長兼学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） こちらのですね修繕に係る費用でございますけども、端末が故障した場合の対応といたしましては、保険に加入してございます。基本的には取得価格の保険金ですね上限が示されておりますけども、上限額を超えた場合に関しましては、ご家庭の負担ということで対応をしているところでございます。

また、保険の内容につきましては、故意によるものを除きまして火災、落雷等など、その他不測かつ突発的な事故による損害を保証するものでありまして、保険金がですね支払われる例といたしましては、誤って落下した場合、あるいは誤って画面を強く押しすぎて画面が壊れた場合などが主

な対象となっております。

またですね、児童・生徒のG I G A端末の保険料につきましては、原則保護者、家庭負担となっております。

これまでのですね修繕費につきましては、ほぼ保険で賄われている状況となっておりますが、児童・生徒に対しましては、端末をですね大切に扱うように日々先生のほうからご指導をいただいて対応しているところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 保険料は各自負担ということで、保険料いくらですかね。あと、故障したり壊れた場合の予備は整っていますか。すみません。

○議長（飯田英樹君） 教育次長兼学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 保険料に関しましては年間1,750円に対応してございます。

またですね、予備機につきましては、各小・中学校において46台確保しております、小学校で24台、中学校で22台、こちらでですね故障した場合の対応として活用しているところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 保険料としては1,750円、年間、予備としては小学校が24台、中学校が22台ということでよろしいですね。はい。ありがとうございます。

今後ね、最初は国の政策でお金いただきましたけども、補助ということで。今後、更新時、数年後にきつと、5年ぐらい経ったら新しいのに更新しなきゃならないと思いますけども、その時の費用負担が重くかかってくるなと思ってますけども、全部で何台でしょう。もしもそれ、新しく変えるとなると、費用はどのぐらいかかりますか。すみません。

○議長（飯田英樹君） 教育次長兼学校教育課長 高柳成人君。

○教育次長兼学校教育課長（高柳成人君） 再度の議員のご質問にお答えをいたします。

児童・生徒がですね使用している大洗町のですね学習用端末整備状況につきましては、G I G Aスクール構想が打ち出される以前にですね、国のI C T機器整備計画に基づきまして、平成29年9月にですね小学校へ154台、平成30年9月にですね中学校へ158台整備してございまして、合計312台のですね端末のほうを、G I G Aスクール構想が始まる前にですね整備を済ませていたところでございます。

そして、令和3年5月にですねG I G Aスクール構想に基づく端末のほうを879台整備をいたしまして、現在ですね、全ての児童・生徒1人1台のタブレット端末を活用して事業展開を図っている状況となっております。

費用面、更新時期のお話ですけども、平成29年にですね整備した小学校用端末、こちらはですね令和4年、今年の8月にですねリース満了となりまして、1年間の再リース契約を結んだところでございます。また、平成30年度に整備した中学校用端末ですね、こちらに関しましては来年の令和5年8

月にリース満了となりますので、小学校同様、再リース契約をしていく考えが今現在考えているところでございます。このようなですね状況を踏まえまして、平成29年、30年に整備した端末に関しましては、状況を見ながら再リース契約をしてですね、できるだけつないでいければという考えでございます。

また、さらにですね令和3年に整備しましたG I G Aスクール構想で整備した端末879台、こちらに関しましては、当時一括購入で整備しておりまして、そのソフトウェアのですね使用期限が最大6年間ということで示されておりますので、令和9年1月までの使用期限となっております。そのため、令和8年度にですね更新をしていく必要があります。導入当時のG I G A端末の整備は、議員さんも御存じかと思えますけども、国の支援によりまして1台当たり4万5,000円の補助金をいただいております。同時に各機種メーカーから格安の価格設定をいただいております。整備が進められてきたところでございます。これがですね次期更新時に同様の国の支援が受けられるかどうか、こちらまだ見通しが立ってない状況でございます。このことからですね、G I G A端末を同時に更新した場合は大きな費用がかかっていくと想定されるところでございます。

また、更新時期におきまして、国からの補助金がいただけることを期待したいところでございますけども、今後の国の動向を注視しながらですね、同時更新をしていくのか、あるいは学年ごとに段階的に更新していくのかなどを含めまして、大きな財政負担に配慮しながらですね、基金積み立て等の検討をしながら、効率的かつ効果的な整備ができますように計画的に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 課長、ありがとうございます。非常に多額の資金がきっと国から出ないとかかると思えますので、リースのほうの端末が312台、そのほか879台ということで、4万5,000円できっと買えないと思います。今度上がります。6万、7万ぐらいになる可能性もあるな、これから。いろんな部分で賃金上がるということで、今、いろんな部分で物価が高騰してます。ということは、ここでやっぱり大洗も、これ、町長の見解だと思えますけども、タブレットの基金積み立てをやっていないと、国からお金出る可能性きつくないと思うんで、それを考えて、出た場合には基金積み立て別なほうに振り返られると思いますので、早急な対策が必要かなと思います。5年前、別のほうは令和9年まででしたっけ、そういうことを考えて、財源の確保がしていかなければならないと思えますけども、これは町長がきつと見解をしていただかないとわかんないと思えますけども、あと、教育長もありますけども、宜しくお願ひしたいなど。もう時間ありませんので、ちょうどいい塩梅かなと思えますので、町長の見解をもらって終わりにしたいと思えますので宜しくお願ひします。

○議長（飯田英樹君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 勝村議員からは、常にタイムリーな話題等につきまして、いろいろなご提言、ご指摘をいただきまして、本当ありがとうございます。特に先ほど、このタブレットの前に今出た後発地震の注意情報制度のスタート、もうまさに明後日からスタートいたします。私どもとしても、

これにつきましては、しっかり対応していきたいと思っております。ただし、いくつか課題があるということを整理しますと、二つあると思います。一つは、この制度をどうやって活用していくかということです。なければならないにこしたことはありませんが、議員ご指摘のように、今こうしている間にももしかしたら地震が来るかもわかりませんので、しっかりこの対応をしていくということと、それからもう一つは、いわゆるこの制度ができたからといって地震があるとかないとかそういうことではありませんので、何が変わるというわけではありませんで、要するに住民の皆さん方にしっかりこの不安がないような形をする。新しくこういう、テレビとかラジオとかいろんなところでこういう発信された時に、わあっと皆さん驚かないような形で段階的な話をしていくということ、現実の対応をしていくということが極めて大事な話でありますので、しっかりこのことについて、市町村によってはもう、こういうもしかしたら制度ができたんで、いろんなことで情報がいくよというようなことも伝えておりますので、私どもも可能な限りの、オオカミ少年的にならないような制度構築をしていきたいというふうには思っております。ただし、いろんなことを見ていきますと、このことにつきましては、ある意味、今、課長のほうからも答弁させていただきましたが、一つはもう大きな被害があってしまった時には、もうこれ危機のなかにありますので、しっかり私どもでマニュアルに沿って対応していくということです。しかし、その何ら私どもで被害がない場合につきましては、ある意味、警鐘的な意味合いがありますので、むしろしっかり活用できるというところがありますから、そこはしっかり活用していくということを私どもも念頭に置いて対応していきたいというふうに思っております。

いずれにしても防災訓練、避難訓練とかそういうものにつきましても、職員同士で、職員対象に先日やらさせていただきましたが、来年度以降どういうふうな形で住民の皆さん方に求めて、特に議員ご指摘のように海沿いの皆さん方については大変な危機感をお持ちの方々もいらっしゃいますので、ある意味その投資の世界、逆にいえばいろんな意味で、この私どもでもまちづくりを進める上で、これ少し逸れますけども、いろんな投資を進める上でも、今、外資系の企業なんかにおいてはしっかりとしたその防潮堤や、しっかりとしたいいわゆる危機対応がなされてない自治体に関しては、いくら儲かるといっても経済効率性を追求できたといっても効果を追求できても、そこには投資しないというような話もありますので、そういう意味では全町的にしっかりその危機対応をしていくということ。それから、先ほど海老澤課長のほうからも申し上げましたけども、防潮堤などにつきましても、また、水門につきましても、しっかり整備促進を図れるような、そういう環境づくりについて、国や県に対して要望をしていきたいというふうに思っておりますので、またいろんな意味で消防団の活動等についても、常にご心配をいただいておりますから、私どもいろんな意味で勝村議員がこれまで培われたそういう英知であるとかご経験を基に、私どもそのご指摘を基に、しっかりと対応していきたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願いしたいと思っております。

それから、このタブレットの件ですが、大分これにつきましても冒頭、次長のほうからお答えさせていただきましたが、少し慣れないところもありましたが、非常に今、戸惑いなく進んでおります。この英語の授業につきましても、坂本議員のほうからいろんな意味でこれまでご質問いただい

てきましたけども、おかげさまで11月に、先月スタートいたしました。小学校6年生と、予算的な限りもありますし、試行的な取り組み、年度途中ということもありますから、小学校6年生と中学1年生を対象にやらせていただきました。是非議員の皆さん方も、少し整いましたら、年明けにでもご視察をいただければと思うんですが、非常に最初は戸惑いありましたが、さすが子どもたち。もう非常に慣れるというのは早いペースで慣れて、もう2回目、3回目、2回目についてますので、もう皆さん方もスムーズに、最初は少し戸惑いがあったということ、それから、これまでの決してその英語の授業そのものを否定するわけではありませんが、やはり先生方から発信をされて、それに応じて答えるというところが多かった。いわゆるその受身的な英語の授業でありましたので、なかなかこちら側から発信するということが、向こうからハローって言われてハローって答えるのが精一杯で、その後はもう一方的にフィリピン教師にしゃべられてしまうというところがあったんですが、もう大分慣れて、相互通行になってきましたので、非常にこれ発展的に、もう6年生、1年生だけではなくて、できれば新年度で予算をまた提案させていただきますけども、広くこの大洗の小・中学生に拡充をして、最終形としては生涯学習的な形で全町的にもう英語がしゃべれる環境、特にこれからインバウンドの受け入れとかいろんなことを考えていきますと、そういう特色あるまちづくりをしていくなれば、やはり1万6,000人で、逆にいえば1万6,000人が対象であるからこそできる事業であると思っておりますので、できるだけ拡充していくことはあります。

そこで一つ、私としては、問題というか少し懸念がありますのは、もうタブレットはなくてはならないものでありますし、スマホも同じですけども、もうこれが第一義となってしまって、人と人との交流であるとか関わりができない子どもがどんどん増えてしまうことに非常に懸念を持っております。それからもう一つは健康被害、よくいわれるようにスマホネックといわれるように、首も今、なんか若い子、小学校のというか中学校の、小・中学校の入学式や卒業式見ていると、いわゆるその背筋、私も姿勢が悪いほうなんですけども、非常に姿勢が悪い子が目立つようになりましたし、まだその医学的見地では私は物申しているわけではありませんが、何となく感覚的に小学生のうちからこういうことやってって目大丈夫なのかなと。もう50年後、これを50年間やった人って、今、世の中にはおりませんので、もし50年やった時に、本当に50年後、人生100年時代っていわれているなかで、10歳の子どもが60歳なった時に本当に目を使うことができるのか、目を鍛えることができななかで本当なのかなってところが私一つありますので、例えば大洗流じゃありませんけども、使っている時には是非1時間置きとか30分置きに外を見るとか、そういうのも大洗流で少しそのことこそむしろ大洗の独自性のある教育方針なのかな、それも一環として教育のなかで取り組む、健康もしっかりと確保した上で子どもたちに活用していただく。それから、これがやっぱり第一義じゃなくて、やっぱり人はこうして集まること、サッカーもそうですし、音楽もそうです。やっぱりその場面に行って、テレビで見るんじゃなくて、その場面で臨場感を味わうことによって感動が生まれたりもしますし、よく申し上げておりますように、人はやっぱり人と交流することで初めてそこに喜怒哀楽が生まれて、生きている実感がわくわけですから、そういうことを一つとって、これが本筋ではないということをしっかり子どもたちに、まず発信をした上でさらに進めていきた

いというふうに、こういうことをやっぱり遅れてはなりませんから、英語教育と、このIT教育というのはしっかり進めていきたい、そして活用していきたいと思っております。

それで、今、勝村議員からご懸念でありますけども、まさに今後、おそらく国からはそういう形で更新費用っていうのは出ないだろうと、まさにそのとおりであります。私どもも、基金にするかどうかは別にして、しっかりこれはもう始まったことですから、最終理想形は別にして、やっぱりうちで更新するような方法、次長から今申し上げたように、順次更新をしていくのか、一括で更新していくのか、その時々々の財政状況であるとか、さらにはタブレットの価格とかそういうものも考えていかなければなりませんけども、一番言えることは、これは新品で今回購入しましたので、もし数がしっかりと揃うならば、中古ということも一つ、今もう中古もしっかりアップデートしてと申しますか、しっかりクリーンして、そして売っていれば、非常に安く高機能なものを買えると。5年使うものを非常にその3分の1の価格でやって、5年使うものを仮に3年にして、そして3分の1の価格だったら、全体でいけば非常に安く済みますので、今、我が町の公用車につきましても全て中古で購入しておりますので、何ら支障がありませんから、そういうこともしっかり見据えながら展開をしていきたいなというふうに思っております。

それから、このタブレットのいわゆる皆さん方、最終形と申しましたのは、やっぱり筆箱であるとか鉛筆であるとか消しゴムは、もうそれぞれの方々がもう自ら持つというのが、自ら持参するというのが、もう当たり前の常識ですけども、いずれはこのパソコン、PC、タブレット等も、おそらくこの最終的には1人が1台持つ、スマホと同じように持つという時代が入るんじゃないかというふうに思っておりますので、最終的には町で更新するというのではなくて、それぞれの皆さん方がお持ちいただいて、そして町は何かそこに助成するとか何とかっていう時代が来るのかなど。そういうことがあれば私どもとしても非常に財政的にも助かるということでもあります。ただし、先ほど柴田議員からもご質問いただきましたように、やっぱりキッズファーストでいった時には、子どもたちファーストでいった時には、やっぱりここにしっかり予算配分をするということが第一義だというふうに思っておりますので、そういうこともひとついろいろな考え方も念頭に置きながら、これ一本だけ、これ一つだけの制度論、この一つだけの答えということに進むのではなくて、あらゆることに柔軟に対応できるような、そういう方法論を持ってしっかりと私ども、所期の目的に沿った形で理想を掲げながら対応していきたいと思っておりますので、また適宜、議員のほうから何かありましたらご指摘をいただければ、私どももしっかり耳を傾けて対応していきたいと思っておりますので、どうぞ宜しくお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（飯田英樹君） 10番 勝村勝一君。

○10番（勝村勝一君） 町長、ありがとうございました。多種多様にわたってご答弁いただきまして、誠にありがとうございます。大洗は茨城県で3番目に住みたい町ということで選ばれていますので、町全体のね骨格をきちんとしていただいて、人口を増やしてもらいたいなと思っておりますし、アピールがいっぱいきっと表に出ていますので、住みたいまち茨城県で3番目に選ばれている町なので、今後とも宜しくお願いします。終わります。

○議長（飯田英樹君） ここで暫時休憩をいたします。なお、会議再開は11時40分といたします。

（午前11時29分）

○議長（飯田英樹君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、勝村勝一君より、これより会議を欠席する旨の届出がありましたことをご報告いたします。

（午前11時40分）

◇ 菊 地 昇 悦 君

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 日本共産党の菊地です。一般質問通告一覧に示したとおりであります。

サンビーチ通りにはですね長い松林がありまして、観光に訪れた方は素晴らしいというように感じたそうです。私もあそこを通るたびに素晴らしい景観だなというふうにも思っているのですが、ところが素晴らしいとばかりには言うておられないような現実があるということを知りました。町営東浜住宅に居住されている方から、何とかしてほしいという要望が敬老を祝う式典会場で寄せられました。その要望とは、町営住宅の目の前にある松の枝、これが伸びすぎてですね、毎日朝、外を見ればうっとうしい気分になってしまうということであったわけであります。もう一点は、テレビがある時から突然一日、朝と夕方から突然映らなくなったというような、そういう悩みも出されました。担当課に対応を伝えたところですね、それは県の管理であるからということでした。そこで、私は県の土木事務所に要望を伝えたところ、町のほうにお願いしているという回答でした。これでは県も町も実際には対応しないという、そういう言明としか受け止められないわけです。住民の困り事が解消されない、そういうことになってしまいます。

そこで、課長に伺いたいですが、この事情について少し説明をお願いします。

○議長（飯田英樹君） 都市建設課長 岡村正巳君。

○都市建設課長（岡村正巳君） 議員のご質問にお答えいたします。

以前、議員のほうからそういったご相談を受けまして、管理である県のほうをご案内したところは私も承知しておりまして、県のほうから町にお願いしてますよというお話があったというところについては、想像であってはいけないんですけども、多分その例えば県のほうで管理が行き届かない分を町独自に対応するのであれば町のほうでやることは止めることはないですというようなことかなと想像してます。この県道の樹木の管理についてなんですけれども、樹木についてはちょっと今回はないんですけども、道路の環境整備ということで、今年度から県道や町道の区別なく、きれいな状態を保てるような環境美化活動を町で実施しています。こちらの環境美化活動では、縁石回りの土砂撤去や除草、また、ごみ拾いなどを定期的実施しておりまして、町外の道路に比べて非常に良い環境が保たれています。この活動については、今年度は町が単独で実施しておりますけれ

ども、来年度からは県と町と協力して事業を実施するようにしまして、県からは費用の一部を負担していただけるよう、今、協議を進めているところです。

ご質問の植栽の管理については、剪定や伐採など造園の技術が必要なこともありまして、この道路の環境美化活動と同様に考えることは難しいんですけれども、どのような管理が望ましいのか、どんな対応ができるのか、今後も県と協議してまいりたいと思います。

ご質問がございました松並木の管理についてなんですけれども、やはりこちらは県の今、管理になっているのが実情でございまして、これまでも枝葉の張り出しであったり倒木などによって歩行者や車両に対して交通安全上、支障がないよう県のほうで管理いただいているところです。一方で松並木を含めた町内の道路や公園などの植栽、樹木はですね、施設の整備とともに増加しております。植えられた時よりも大きく生長していて、老木化や倒木など様々な問題が顕在化しております。このような植栽に対しては、景観上、潤いや憩いの場として必要であると思われる方がいる一方で、落ち葉や日当たり、防犯など考えると不要であると思われるような方もおり、ご意見が様々でございます。そこで、町としては、このようなご意見をお聞きし、様々な観点から議論ができる場を設けるなどして、今後のその維持管理の方向性というのを考えてまいりたいと思います。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） こういう場ではね、確かにそういうふうにやっていただければね、スムーズにいくということを感じたんですよね。これまでは非常に難しい、困難を極めるというそんな感じだったと思うんですよ。けれども、ただ、これから協議していくんだけど、協議はするけどどういう形に仕上げていくかっていうことが大事ですよ。その辺をどういうふう考えているのかということ伺いたいですよ。今お話し伺うと、お互いにこれまでの譲り合うような関係ではなくってね、やはり共にその責任を持っていこうじゃないかというそういうことがちょっとうかがい知ることができたんですけれども、そういうことでいくのかどうかと。これはですね、以前ですね、ごみ焼却場近くで松枯れが一部ぼつぼつと発生したことがあって、私もこの議場で早期に対応をとらないと大変なことになるんじゃないですかということを質問したことがあります。ところが、町は当時あまり、それは県の管理下にありますのでね、海岸線の松は、あまり熱心に受け止めなかったということがありまして、御存じのとおりあそこ一帯が全部全滅したというようなことがありました。ですから、そういうこともありますのでね、私が言ったサンビーチの通りの松だけではなくって、町内にあるあらゆる県の管理下にあるそういうものも含めてですね、どういうふうに互いに責任を持って管理していくのかということが求められているんじゃないかと思います。その点についてももう一度伺います。

○議長（飯田英樹君） 都市建設課長 岡村正巳君。

○都市建設課長（岡村正巳君） 議員のご質問にお答えいたします。

やはり樹木の管理、非常に今多く、数も多く、大きさも大きくなってきておりまして、なかなか普通の維持管理費のなかで全ての対応をしていくということが、町の道路だけ見ても難しい状況に

ございます。というなかで、基本はやはり管理いただいている方が適切に管理していただくということをお願いしていくようになるんですけれども、今回まず先ほどお話した道路の環境美化というところを切り口に、県道・町道区別なく町のほうで対応して、来年度からは県のほうも協力していただけるというような方向で今協議が進められておりますので、こういったことをモデルケースに、今後、県の樹木、町の樹木、そういったところについてもどのような対応ができるのか、このような環境、道路の環境整備のような対応ができないかということも含めて県と協議を進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 道路のね環境は、これまでと全く違うほどきれいになって、よくわかります。これを継続していくということからすればね、県とやはり協議しながら共に維持管理するということが非常に大事なことだと思います。

この松林についてももう一度ちょっと質問しますが、防砂っていうか砂防っていいですかね、砂を防ぐという役割も非常に大きい。また、土地の保全というためにも非常に重要な役割を果たしていると。そういうことでありますのでね、改めてこの、東浜住宅にしては住む人の環境保全といいますか、安らぎといいますかね、そういう役割も果たしているんだと思うんですよね。それが全くあるべき姿から、もうどんどん離れちゃって苦痛を与えているというような状況になっているわけがあります。ですから、しっかりとした、形としてですね、協議する上で形として対応できるようなものに仕上げていかないと、本当にそういうものにすぐ即応、対応できるのかどうかというところが見えてこないんじゃないかというふうに、やっぱり今伺ってても感じるんですよ。ですから、例えばじゃあどうするのかということなんです。互いの責務とかね、責務、あるいは義務ですね、義務。あるいは責任とか、あるいは共同事業としての分担の在り方とかね、細部にわたってその事業がきちんとできるような、そういう仕上げ方をしないといけない。あるいは、一番いいのは条例を作るということかもしれません。県が持っている、その管理しているものの在り方を定めた条例というのがあれば一番いいかもしれませんよね。ですから、そういうこともしっかりと県と協議するというのを私は改めて求めたいんですが、どうされますか。

○議長（飯田英樹君） 都市建設課長 岡村正巳君。

○都市建設課長（岡村正巳君） 議員のご質問にお答えいたします。

先ほどもちょっとお話したんですけれども、やはり基本としては管理していただいている方に適切に管理していただくということをお願いするというのが第一で、今回のその東浜住宅の松林については、我々町としては東浜住宅の管理者でございますので、東浜住宅の住民の方のご意見はきちんとよく聞いてですね、どういったことを望まれているのかということ把握するのがまず第一だと思っております。その上で、では前の松林、管理者である県に対してどのようなことを要望していくのかというのを考えて要望していかなくちゃいけない、最終的には今、菊地議員がおっしゃったように、どうなるのかというのをきちんと示せるというのが大切だと思うんですけれども、なかなか今、まだそこまでお答えできる状況にございません。ですので、今、東浜住宅の管理者である

町としてはですね、住民の方のご意見をよく聞いて、それを実現するためにどのように県に要望していくのかというのを考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） これはですね、県が管理してるんだけど、今言われたように適切に管理を求めていくということは大事ですよ。ただ、この設置されている、ある場所が大洗ですから、県に対してのそういうきちんとした管理を求める、県の義務ですよ。もう一つは、大洗町としてはどう関わるかということが大事。そこだけ強調されて、大洗自身もこれをやる、そのことに対して共同をしてね責任を持って対応できるような体制をつくりたいということをやらなければ、県とすれば責務だけ要求されているというふうに受け止められるとね、なかなか良い方向に進んでいかないんじゃないかというふうに思わざるを得ないんですよ。ですから、その辺は町としても県の責任を一方的に強調するんじゃなくて、互いの、互いの責任をどうするかということを考えなければならぬんじゃないかというふうに思います。例えばそういうことを考えた時、一番いいのは約束事じゃなくて条例が一番いいのかもしれないというのが私が今回感じたところなんです。是非そういうことも検討して話し合っただけならなというふうに思います。

そこでですね、東浜住宅のことが残されたまんまですよ。要するに、うっとうしい気分が解消されないまんま。もうすぐ新年、新しい日の出を見るというような間近になってきたんですよ。その新しい年にふさわしいような、気分が本当にうっとうしいところから晴れやかな感じがね受けられるようにしなければならぬんじゃないかと思えます。ですから、早急にね改善する必要があるんじゃないかというふうに思うんですよ。どうしますか。

○議長（飯田英樹君） 都市建設課長 岡村正巳君。

○都市建設課長（岡村正巳君） 議員のご質問にお答えします。

東浜住宅の方々からそういった日当たりですとか見通し、景観上の問題で不要と、あまりよろしくないと思われる方がいるということをご承知しております。また一方で、松林のなかを散策されている方も多くてですね、夏であれば非常に日陰となっていていいというようなご意見もいただいております。利用される方のご意見は非常に様々だなということを感じております。

この年内に何かすぐ対応できるかということについては、少し難しくなるところもあるんですけども、このような様々なご意見をお聞きして、議論ができる場などを設けてですね、今後の維持管理の方向というのを考慮してまいりたいというのが町の考えでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 是非ね、そういう方向で頑張ってもらいたいと思います。

もう一点は、あの近辺の方があの松林から落ちた松葉、これが自分たちで掃除しているそうなんです。町にごみ袋欲しいと言ったら自分で用意しろと言われたというような話を伺って、それってないだろうと、という話を伺ったんですよ。担当課長としては、そんな話を伺ってないかもしれないけども、現実にはそういうことを私言われたもんですからね、これからそういう要望があった際には適切な対応をお願いしたいと思うんですよ。どうされますか。

○議長（飯田英樹君） 生活環境課長 大川文男君。

○生活環境課長（大川文男君） 菊地議員のご質問にお答えいたします。

今、菊地議員がおっしゃったような、もらえなかったということですが、ちょっと私のほうで把握しておりませんので、もしそういうことがあったとすればですね、そこは十分注意していきたいと思えます。

実際ですね、ボランティアの方が、清掃してくださる方が大分多くなってきておまして、そのような場合ですね生活環境課の窓口に行って申請のほうをすることとなっております。清掃したごみをですねやはり回収する都合がございますので、いつやるのかとか、回収したごみをどこに置いておくのかとか、その辺を把握する必要がありますので、いつまでも置いておくと、ほかのごみとかも置いていかれてしまいますので、その辺を記入していただきましてごみ袋を渡すというような対応をしております。

繰り返しになりますが、先ほどおっしゃったようなことがもしあるとすれば、十分注意して今後対応していきたいと思えます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 一つ聞き忘れたんですが、テレビの件はどうされましたか。回復されたのか伺います。

○議長（飯田英樹君） 都市建設課長 岡村正巳君。

○都市建設課長（岡村正巳君） ただいまの質問にお答えいたします。

一月ほど前ですかね、テレビの映りが悪いというご要望を受けまして調査したところ、ブースターというんですかね、電波を増幅させる機械に支障が生じておまして、こちらのほうを直す対応をさせていただいております。ですので、現在は見れるような環境になったと。ただ、部分的にまだ、集中してブースターというところは直ったんですけども、各戸の個々のおうちにある取り出し口の端子の関係が不都合がある方もなかにはいらっしゃるしまして、全体的に見えないという現象は解決したんですけども、もしかしたら個々にまだそういったお客さんいらっしゃるかもしれないので、そういったものは今、個別に対応しておるところでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） テレビが映らないというのは、日々の生活のなかで非常に、その高齢者ひとり暮らしの方にとってはね、楽しみが奪われているような感じなんですね。しかも長期間、映る時間帯と映らない時間帯があつてね、最も面白いような番組がある夕方から夜は全然映らないというような、そんなことでした。ただ、今ね、回復傾向にありますけども、やはり解決するための時間がね、かかりすぎじゃないかと、かかりすぎるといふふうには私はね感じるんですよ。ですから、同じようなことが起きた時には、やはりもっとスピーディーに解決できるような対応のね仕方です進めていかなければ、やっぱり町は何やってんだというようなことに思われてしまうと思うんですね。しかもあそこ、住宅は1軒じゃありませんから、皆さん集合して集まっているわけですから、同じような悩みを抱えていたという、そんな感じですよ。是非しっかりと、今回の教訓を受け止めて、も

し同じような現象が起きた時は、何を先に調べるか、どういうところに問題があるのかというのは、今回の例でね、ある程度は参考にできると思うんでね、是非それは蓄積していただきたいというふうに思います。

町長に伺いますが、やはりね、この新しい年を迎えて、全く気分が晴れないような新年にしては、やっぱりならないんじゃないかというふうに思うんですよね。あそこ、住宅の前は100メートルぐらいあるかないかの距離ですから、できるんならばね早めに、相当な大規模な剪定、伐倒するような事業でもないと思うんですけども、よく見ていただいて、年内にできるんならば是非手がけて欲しいなというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（飯田英樹君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 菊地議員からの問題提起でございますけども、私も党派を超えて同じような現状認識を持っておりました。同じ行政のなかでよくいわれる、そのセクト主義とかたらい回し、それから、行政の違いによって責任のなすり合いつて、私もこれは非常に一住民、一国民として、いつも問題認識と申しますか、憤りすら感じることもありますので、それはしっかり対応していきたいなということで、先ほど岡村課長が申しあげましたように、今回、試験的に県道・町道の区別なく私どもで草刈りをさせていただきました。議員からお褒めの言葉を頂戴いたしましたけども、ちょうど平戸橋から渡って、これはダイヤモンドカップにあわせた形で少し試行的にやらさせていただきましたが、あそのセブンイレブンを、サイネージがあるところを左に曲がってずっと県道、町道、宮下と申しますか、平太郎浜のとこまで辺りですけども、ずっと私どもでごみ拾い、草刈りをやらさせていただきました。最終的に私が最終形、先ほど議員が言われましたように、何を求めるんだということですが、当然町内全域が美化、美しい姿を想像して、理想として、私ども進んでいるわけですけども、いろいろ見えてきましたことは、これ議員からもいろいろこれまでもご指摘いただきましたけども、非常にきれいにすればするほど、ちょっとでも草が生えるともう目立ってくるというようなことがわかりましたので、これごみも同じで、非常にきれいにすればするほど小さなごみでも目立つようになると同じで、草なんかはもうちょっと生えてくると、芽が出てくると、何となく違和感を感じるようなところまで達成しましたので、できるならばこの先、こっから先、行政が財政投下してやるということはできますけども、しかし、この財政が投下するとなると、これ無尽蔵にお金が必要になってきますから、ここから先その里親制度じゃありませんけども、せめてその目の前のところは自分たちでやっていただきたいということと、それから、今もそういう支援制度もございますけども、それぞれ道路だけでなく、この公共施設の管理について、里親制度的な制度を作ってやっていこうじゃないかと。もうこれは国の道路、県の道路、市の道路、町の道路関係なしに、もう身近なところは身近な方々でやっていただくと。そして、それをしっかり大洗町としてバックアップしていくということでやっていきたいなと。これにつきましては、先ほど岡村課長が答弁いたしましたように、最終的に来年度からは、いくら、どのぐらいの予算措置がなされるかわかりませんが、町に対して委託というような形で草刈りなどをやっていくと。今、水戸土木で大洗町内の草刈りの予算というのが大体約2,000万ございますので、全額といわずとも例

えば1,500万、そうすると県のほうも助かりますし、私ども今度、直接的にできますから、スピード感を持ってできるし、町道と一緒にやれば規模のメリットで経費も節減できますので、お互いにWinWinな関係でいけるといふ、今ですと、今、議員のようにいろいろ議員の皆さん方や住宅の皆さん方からいろんなご意見をいただいて、また、要望いただいて、県にお願いしてA地点からB地点までやると。すると、今度B地点からC地点やってもらうために、今度はA地点、B地点やったところにまた草が生えてきてしまうという、タイムラグが非常に出てきますので、全部うちで管理したほうがいいたろうということで、それを進めていきたいと思っております。

そして今、少し前置きが長くなりましたけど、植栽の関係ですが、基本的なところとして、あの周辺のところ、特にかねふくの明太パークがございまして、ちょうど行き来の時に、夏などはこの中央分離帯に非常に草が生えて、道路事情というか交通におそらくものすごい影響があるだろうと。ちょっと危険箇所になりつつある。見通しが悪いですから、そのうちに事故が起きかねないって私は常に懸念を抱いております、最終的に大方針として私が職員に示しておりますのは、管理できないというか、管理しきれないんであれば、もうそういう植栽はいらないだろうと。要するに、中央分離帯にずっと植栽がございまして、管理しきれないんであれば、もうそこはコンクリートでも何でももうそれで、セメントで埋めて、そして違うところで緑は親しもうというような考え方で臨もうと。しっかり管理しきれないんであれば、財政投下できるんであれば、それは管理しきることでもいいですけども、管理しきれないものであれば、それはしっかり今年度やってくれよと、来年度やってくれよということを水戸土木にもしっかり話をしております。ですから、管理しきれないものはしっかり我々で管理していこうと。管理しきれないものについては、特に今申し上げた平太郎浜のカーブを過ぎてちょうど信号がありますけども、あそこで止まって、皆さんあの真ん中に、ちょうど中央分離帯に植栽がありますので、あそこのとこ見ていただくと渋滞しますから、あそこにもうたばこの灰を皆さん車からもう捨てる方々たくさんいらっしゃる。あそこ開けるとたばこの灰だらけとか、こんなことがありますので、もう危険の問題、道路交通上の危険の問題、それからいわゆる環境美化の問題から考えたら、管理しきれないとはどうしようかと。

それから今申し上げたように、菊地議員が言われてるこの歩道の問題ですけども、これについてもみんなで一回考えませんかというようなことを私はこれから皆さん方に投げかけていきたいなど。要するに松は町の木でありますけども、全部に松がある必要性が本当にあるのかどうか。これも今、岡村課長が申し上げましたように、非常に拮抗するところがございまして、なかには散歩される方々からすると、非常にあの松があつて、夏はいわゆる直射日光除けになるよと。しかし、冬は寒々しいからいらぬよっていう人もいるし、また、夏は、今の時期ですと、もう5時前には暗くなりますので非常に防犯上、恐いというようなことがありまして、できればあの松はいらぬよと。この歩道はもう何もなくてもいいよっていう方もいらっしゃるし、いや、できるだけ景観残したほうがいっていう方もいらっしゃるし、いろんな考えの方がいらっしゃいますので、一回何か委員会でも作って、この在り方、特にこの県道ですけども、こういうその責任のなすり合いじゃなくて、もう一元的にうちが管理するという考え方で、費用負担はまた別にしまして、もう県からそのぐらいの勢い

で私どもお願いをして、お願いというか県に申立てをして、うちが最終責任を負うぐらいの勢いで、私どもでしっかりこれをどうするんだと。松がどっかに、一本松じゃありませんけど、2、3本松があればいいのかなというようなことも考え方としてはありますので、でっかい松、象徴的な松があって、それをもって大洗の松という考え方もありますし、いやいやそうじゃないんだよと、今のような形でしっかり残すことがいいんだよと、そういう考え方もありますし、いろんな意味で総合的に勘案をしていきたいと思っておりますので、ちょっと前置きが長くなりましたが、議員が言われる箇所につきましては、早急にいろんな意味で対応できて、今言われるように年を越さないように、できればやれるならばやっていく、ただし、やはり岡村課長が申し上げたように、様々なお考えの方がいらっしやいますんで、何が絶対的に正しいということがこの場合は求められるものではありませんので、少し時間がかかるものは時間をかけながら、でありますけども、今申し上げたように住民の皆さん方が不安にならないように、最終形をお示しをしながらしっかり話し合いをしていければなと思っております。

最後に余談ですけども、私はこの環境美化については、団体を揶揄するわけじゃありませんけども、観光協会の皆さん方には、少し苦言っぽく申し上げております。もう本来ならばこういう町全体をきれいにするというのは、それは全住民が、訪れる皆さん方が非常に心持ち、さわやかな気分になりますけども、一元的に、すなわち第一義的に、みんなが幸せになるけども、よくよく深堀していけば業界、観光業界の皆さん方が一番得する話なんだから、自らがまずそういう提言をしていくべきじゃないかと。一日はじゃあ自分たちで草刈りやるけども、残りの29日できないから、是非公でお願いできないかというぐらいの、今、議員が言われるようなそういう提言あってしかるべきだろうと。今まで何をやってたんだという話をしながら、少し苦言っぽく申し上げているんですが、例えば宮下のあの道路から水族館まで、これは宮下の皆さんに管理していただくとか、そういうこともしっかりこれから考えて提案していきたいというふうに思っておりますので、いろいろとご指導いただければと思います。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） ちょうどね、あの周辺の方の話になっちゃうんだけど、今、町長言われたようにね、中央分離帯のあの草によって非常に恐怖感を感じるというような、そんな声もありました。議長には、今、町長が説明されましたとおりね、議員のほうでも環境美化についてちょっと相談するような体制作ったらどうかというような提言もありましたのでね、是非考えていただけたらというふうに思います。

それでは次の質問に変わります。

消費税、インボイス制度が来年10月からスタートすることになりました。インボイスは、今まで消費税申告、納税義務が免除されてきた課税売上げ1,000万以下の事業者に課税義務を課すということにつながるものであります。コロナ禍で、コロナのなかで頑張ってきたのに廃業に追い込まれた中小業者が出ました。一方、この大困難のなかでも国とか町の支援や、あるいは金融機関からの借り入れを行って頑張りを続けたというような事業者の方も多くおられます。しかし、このコロナ禍の

収束の見通しもないなかで、借入金の返済も出てくるわけであります。

そういうなかで消費税の納税が新たに発生するインボイスは、一層自営業者、中小の自営業者を苦境に追い込んでしまうものだと思います。私は延期や中止を求める声が広がっておりますから、全くこの声に同感するわけであります。

地域経済にも痛手になるといわれておりますインボイス。今回は町当局が、このインボイスについてどう対応していくのかということで伺うわけであります。

まず伺いたいのは、町はインボイスの発行者としての登録申請はどうしているのかということ伺います。

○議長（飯田英樹君） 税務課長 磯崎宗久君。

○税務課長（磯崎宗久君） 菊地議員から、インボイス事業者の登録、町の登録についてご質問いただきました。税務課のほうが取りまとめているということではないんですが、町の状況としてお話をさせていただきたいと思います。

町の会計、今まで一般会計とかはですね消費税納めておりません。これは課税仕入れと課税支出のほうですね同額とみなすということでございますので、一般会計に関しては消費税の申告義務がないということでございましたので、これまで消費税に関しては特に注意を払う必要はなかったというところですね。

インボイス制度に伴いまして町が登録するかどうかということに関しては、一般会計のほうもですね、町のほうが売り払いをしているということに関して、相手方に対してですねインボイスの請求書とかそういったものをお出ししないと仕入れ控除ができないということが想定されますので、一般会計、あるいは企業会計ですね、今現在三つの企業会計、公共下水道事業特別会計が来年度から企業会計になるということもありますので、地方卸売市場事業特別会計、それと水道事業会計ですね、これらがインボイス事業者の登録申請を予定しているということでございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 町もねインボイス登録していかなきゃならないということではありますが、例えば、ちょっと時間がないんですけども、あまりなくなってきたんですが、例えば具体的に、この取引関係でこのインボイスを発行しなきゃならないというような事例があったら、事例というか現実にありますよね。それありましたらいくつか紹介してください。

○議長（飯田英樹君） 税務課長 磯崎宗久君。

○税務課長（磯崎宗久君） すみません、なかなか今、私どものほうで把握してなかったのですが、ちょっと考えてしまいましたけども、例えば企業会計ですね、水道事業会計に関しては今までも消費税のほうを納めているという状況がございますので、水道の水の売り上げですね、これに対して係る経費で消費税が含まれているものに関しては、課税売り上げから課税仕入れを引くと。その差額の消費税をお支払いをしているというところがございます。具体的にというと、仕入れ経費のほうに関しては、もうこれ幅広く、事務経費であったり、工事費であったり、そういったものに消費税が含

まれていますので、広く消費税に関してはお支払いをしているというような状況でございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 町がインボイスを発行するということになるわけですが、じゃあその相手方、サービスとか物品を納入しているとか、あるいは買う場合もありますが、こういう方に対してはインボイスに登録しない業者とは取引をしないと、そういう考えでいるのかどうかまず伺います。

○議長（飯田英樹君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

先ほどインボイス制度の概要につきましては、税務課長のほうから説明をさせていただきましたけれども、売り手のほうからインボイスの提供がない場合は、原則として仕入額控除ができませんので、売り手が払った消費税を、企業会計でいえば、その分多く支払わなければならないというような制度でございます。

ただ、現在私どものほうの企業会計の担当者のほうではですね、今度のインボイス制度につきまして、インボイスの提供がない業者との関係はですね、対応については、今現在協議しているところだということに聞き及んでおります。ただ、議員が危惧しておられるように、ただインボイスを提供しない業者と全く取引しないっていうことは、現実的に可能なのかどうかっていうのはまた別な話なのかなとは思いますが、基本的には企業会計の本質からして、自分たちが支払わなくていい消費税を払うというのも企業会計の本質からいうと問題がある部分ではあると思いますので、その辺の兼ね合いを今、企業会計の担当者としては検討しているところだというふうに聞いております。宜しく申し上げます。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 今、協議中だという話ですよ。インボイスを発行、登録してなくても取引を考えなければならないという、そういう考えもあるし、インボイス登録していなければ工事関係、例えば工事関係なんかは契約しないというそういう考え、今どちらかにするかということで協議中だというふうに今の説明で私受け止めたんですが、要するに町のなかの業者、中小業者がそういう町の仕事を請け負って、仕事で利益を得ているということでありますから、インボイスを登録しなければ業者にとっては非常に大変なことになる、仕事をもらえなくなっちゃうということにもつながるんですが、地元経済への影響というのは、何かこう、インボイスで、一般的にですよ、一般的にインボイスで地域経済にはどんな影響があるかというようなことは考えられておられますか。

○議長（飯田英樹君） 総務課長 清宮和之君。

○総務課長（清宮和之君） 議員のご質問にお答えいたします。

今回のインボイス制度の本質と申しますか、国の制度でございますので、一町がですねどこまで申し上げていいのかっていうのもございますでしょうけれども、基本的に消費税の計算方法についての制度、この制度の加わったものでございますので、これが直接地域経済へどういう影響を及ぼすのかというのは、ある程度導入されてからの、ある程度経済指標とかそういうものを分析しない

と、ちょっと出てこないのではないのかなと今ご質問を受けてちょっと思ったところなんですけども、このインボイス制度が導入されたからといって、じゃあ地域経済が停滞していくのかどうかというの、ちょっと私どものほうでは、国のほうのですね統計的な資料がないとちょっとお答えできない部分でございますので、ちょっとその辺はちょっと不透明なところがあるのかなというふうに思っております。宜しくお願いします。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 地域経済という大きな括りで私伺ってしまったんですけども、地域経済のなかには個々のね中小業者とかたくさんおりますので、そこには様々な形で影響がね発生する可能性もあるというふうに私は思うんですよね。

私は二つ、そこで問題提起したいと。一つは学校給食に関わることです。今、文科省はね、市町村、自治体と協力して、地元産の有機食材を使用した給食を目指すという取り組みを行っています。食育の取り組みと、こういうことですね。これを推進している。その食育を支える町内の生産者はですね、有機の食材を生産する上で手間暇加えながら、努力しながら提供しているわけですね。ところが、インボイス登録が町とのですね取引条件にされるということになれば、これはちょっと困ったことになるということにつながりはしないかと。そういうことが考えられるのではないかと、一つはね。食材を納入している免税業者をね、どのように関わっていくのかということでは、十分な検討が求められるんじゃないかというふうに思いますが、この辺は何か考えたことはありますか。

○議長（飯田英樹君） 税務課長 磯崎宗久君。

○税務課長（磯崎宗久君） 学校給食におけるインボイスの影響というところでございますけども、事前に我々のほう想定していたかといいますと、そこは考えてなかったというところでございますけども、まず一般会計のほうで、ごめんなさい、すみません、給食に関しては別会計で処理をしているというところがございますので、そこに関して消費税の申告が必要かどうかというところですね。もう一つはですね、今、議員おっしゃることからすると、地元業者から材料を仕入れている、そこに関して生産者のほうがインボイスの対応が必要かどうか、あるいは町のほうがインボイスの請求書等が必要かどうかということなんですけども、町がインボイスを発行するのは、町のほうから仕入れをする人に対してインボイスを発行する必要があるということなんです。ですから、今でいうと学校側のほうが仕入れている状況ですから、インボイスは町のほうは必要としないというふうに考えられると思いますので、特にその生産者の方にインボイスを発行しないことによって迷惑はかからないんじゃないかなというふうに想定されます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 是非そうあってほしいですよ。大農家がね提供しているわけじゃないと思うんですよ。インボイスの発行を条件にすると、その事務も大変だといわれているんですよ。そういうなかで登録しちゃうと納税義務も生じるということになりますよね。そういうことを考えると、そういう取引関係においては、絶対にインボイス登録必要ないという、そういう考えがあればね、是非そういう方向でやっていくべきではないかというふうに思いますが、ただ、ただ今現在、

十分な検討を行われていないというような、そんな感じを受けたんでね、十分検討して、その食育をしっかりと継続できるような、そういう方向に進めていってもらいたいなというふうに思います。

もう一点はですね、もう一点の影響はね、シルバー人材センター。これがね、今、存続できるかというような、どうかという状況になり得る可能性が非常に大きいというふうにいわれております。そのように見る必要がありますし、私自身もお尋ねしたところ、すごくそのことを感じました。

大洗町のシルバー人材センターは、会員が約170人余りが登録しておるそうです。60人から80人ぐらいが就業していると。会員はセンター職員ではなくて、業務委託契約でありますから、個人事業主になるということでもあります。したがって、インボイスを発行しなければ人材センターが消費税仕入れ控除ができないので、多額の納税負担をシルバー人材センター自身が生じてしまうということになります。それほどね、ものすごい儲けを追求するのがシルバー人材センターではありませんので、この新たな税負担というのは非常に経営に負担になるというふうに思われます。

一方、会員にインボイス登録を求めると。そうなれば会員が消費税義務を負うことになりまして、この面倒な事務処理を求められる。そして消費税を納めなきゃならないということになってくるわけであります。このシルバー人材センターの状況をね、インボイスによってどういうふうに影響が出るのかというのは検討されているのでしょうか。

○議長（飯田英樹君） 税務課長 磯崎宗久君。

○税務課長（磯崎宗久君） シルバー人材センターにインボイス制度によって多大な影響が及ぶというようなことで、町の対応はというご質問でございますけども、正直なところ、そのインボイス制度、消費税のことでございますので、国税ですから町のほうで対応がどうかというのは、ちょっとできないのかなというふうにこれまでは捉えておりました。

今、議員のほうからシルバー人材センターにおけるインボイス制度による懸案というか課題をご説明いただきましたけども、私どものほうでもですね議員のほうから前もって通告があつて調べさせていただきました。確かにおっしゃるようになりますね、シルバー人材センターは発注者から会員の方の報酬、給料ですね、まで含めて預かるというか、ということですので、シルバー人材センターの事務経費、それと会員の報酬、これを一旦受け取って、さらに会員の方に報酬をお支払いするという形ですので、会員の方にはお支払いする分についてはセンターはこれは経費というふうになりますので、その経費に対してインボイスの請求書がないと課税仕入れができないということで、今、議員のおっしゃるようにシルバー人材センターが消費税を多大に払うようになってしまうということの問題ですね。ちょっと私のほうで調べたところですね、やはりその問題はこれは全国的な問題ということでございまして、インボイス制度の適用除外とするように要望する意見書がですね、福島県議会とか山口県議会とか多くの自治体から決議、要望が国に出されている状況であるというのが資料としてありました。これを受けてだと思っておりますけども、11月の下旬、つい先月ですね、新聞報道がありまして、政府与党がシルバー人材センターに新たな税負担を発注しないようですね、シルバー人材センターと会員との契約形態を見直す方向で検討しているという記事が載っております。これからすると、発注者の方は会員の方に報酬を直接支払えるような契約、それとシルバー

人材センターにはあっせんとか事務経費のほうを払うというような形で、シルバー人材センターを経由して報酬を払うような形ではなく、別な新たな契約の形態を検討しているというような内容でございました。こちらの見直しが実現されればですね、議員おっしゃっていたそのシルバー人材センターの懸念を払拭できるのではないかなというふうに思っておりますので、町としてはですね、この見直しに関する国からの正式な情報提供を待ちたいというふうに考えております。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） センターで働く方というのは高齢者ですね。仕事終わって、でもまだまだ元気で、いきいきと生きがいを持って生活したいという、そういうことで登録しているわけがあります。また、仕事を依頼する方も、やはりどちらかという高齢者で、自分の自宅の庭の管理が、もう手が行き届かなくなったというようななかで、シルバー人材センターというのは非常に有り難い存在だと。しかも高齢者ですから、医療費とか様々なお金がかかるということから、安くやってくれる人材センターというのは非常に有り難いものだというふうに思っています。これが今ね、今まさに、ほかの福島県の例を挙げましたけども、非常に懸念されているという声が全国へ広まって、政府与党がそういうことを検討し始めたということ、それはいいことだと思います。うまく本当に除外できればいいんですよ。客観的にそういうことを考えられていますが、私は大洗町もね、福島県がやってるんじゃないくて、大洗町自身も除外を求めることを政府与党、あるいは与党に限らず野党に対しても、どの政党に対しても申し入れるべきではないかというふうに思いますが、それは考えませんか。

○議長（飯田英樹君） 税務課長 磯崎宗久君。

○税務課長（磯崎宗久君） 今、菊地議員のほうからですね、除外を求めることを大洗町としても考えてはどうかというようなご質問ですけども、確かに先ほどご紹介をさせていただいた他自治体での決議、要望については、消費税の適用除外と、特例措置とかということを求めていたと思うんですけども、先ほど新聞報道があった内容を見ますとですね、消費税の税制改正というよりは、シルバー人材センターの契約形態を見直すことによって不都合を解消しようというようなことでございますので、主導的に動いていたのは厚生労働省というふうにご書いてございます。ですので、国における検討の内容を見てみますと、やはりその消費税のなかでの特例措置とか見直しとかということではなくて、あまりにもちょっと影響が大きいというところで、そこはまだ答えが出ていないというところがございますので、むしろそのシルバー人材センターに限っては、契約の形態を見直して消費税のインボイスの影響ですか、を影響がないようにしようというような取り組みでございますので、我々としてあえてですね、あえてというか、改めて除外を求める決議等の活動とかをやるかどうかに関しては、今のところ検討はしていないというような状況でございます。以上です。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） のんびりしてるっていえばのんびりしてる、今、センターはね本当に大変な思いだと思いますよ。その自分たちが歩んできた役割っていうのがありますからね、先ほども言いましたけども。働く人、あるいは仕事を依頼する人、そしてそれが地域経済の一部になって

いるわけですね。地域経済の一部に影響を与えるということにもつながってくるわけであります。

私は是非ね、積極的に、このままインボイス制度が導入されるんならばね、せめてシルバー人材センターはその対象から除外するという事は求めて当たり前だと思うんですよ。

もう一つ、センターのほうでは懸念しているのは、やっていけるかどうかというところなんですよ。消費税を会員さんにはインボイス登録をさせない、自分で自己負担でもしなければ成り立たないんじゃないかというふうに思っている部分もあるんですよ。そうした場合に、どう支えていくのかということと考えたら、今までの運営補助金をね若干上乘せするとかということもしないかね、シルバー人材センター、町のなかで大きな役割を果たしているセンターが、つぶれてしまう可能性もあるという、そういう受け止めることが必要ではないかなと思うんですよ。そういうことで私は思っているんですが、町長いかがですか。時間がもうなくなっちゃったんだけどね。

○議長（飯田英樹君） 町長 國井 豊君。

○町長（國井 豊君） 先ほどからこのインボイス制度についてのいろいろなご提言、さらにはご懸念でありますけども、私も同感でありまして、ただ、一般会計であるとか特別会計であるとかそういうこと抜きにして、要はその仕入税額控除ができないということは、すなわち町が仮にその消費税、預かった消費税を払うということなら、この仕入税額控除ができないことで非常に大きな問題になりますけども、町がその消費税を払う、要するに預かった税金を払うというこの義務がなければ、このことってあんまり問題になりませんから、まず菊地議員から言われた1点目のそのいわゆる仕入税額控除、いわゆるインボイス登録をしている事業者しか契約しないということには当たらないと思いますんで、そこは少し慎重に。ただし、もし町が消費税を、預かった消費税を払うということになってくれば、当然その税金を誰かが持たなきゃなんないんで、それはどうやって了解を取るかということです。要するに、インボイス発行業者の分だったら、と契約している分には、いわゆる消費税分を町が負担しなくて済むわけですから、その時に皆さんの了解が得られるかと、合意形成図れるかっていうことが私は大きな問題かなと。

それから、シルバー人材センターについても、今言われますように、その補助金とかなんか形態変える前に、今、課長が申し上げたように契約のいわゆる仕方によって、直接的にその依頼者といわゆる会員が契約して行って、シルバー人材センターはいわゆるその事務経費をもらえればいってというような、そういうことが見え隠れというか、そういうことを求めて、むしろ制度から除外するというよりは、いわゆるテクニックというか、契約の方式を変えることによってそこを回避するというのが今いわれておりますので、おそらくそこへ落ち着くと思います。今、菊地議員言われるように、それがもし回避できなかった時は、当然町として非常に重要な活動を担っていただいておりますので、補助制度なり何なりというのは考えるのは当然の責務だと思っておりますので、そこはまた議員の皆さん方とご相談しながらしっかり対応していきたいと思っております。

○議長（飯田英樹君） 12番 菊地昇悦君。

○12番（菊地昇悦君） 是非ね、シルバー人材センターね、非常に、このまま進めば危機的な状況になるというふうなことはしっかりと抑えて対応していただきたいし、対応していくことも必要だ

と今お答えされましたのでね、そこを期待して質問を終わります。

○議長（飯田英樹君） 以上をもちまして、町政を問う一般質問を終了します。

◎閉会の宣告

○議長（飯田英樹君） 今期定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。

議員各位並びに執行部のご協力に対し、厚く御礼を申し上げます。

以上をもちまして、令和4年第4回大洗町議会定例会を閉会といたします。

各位大変ご苦勞様でした。

閉会 午後0時41分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 飯 田 英 樹

署 名 議 員 柴 田 佑 美 子

署 名 議 員 櫻 井 重 明